



Report 2025

 **JA山梨信連**
山梨県信用農業協同組合連合会
〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1-20
TEL 055-223-3514
山梨県信連
<http://www.jabank-yamanashi.or.jp/introduction/>



Yamanashi

Report 2025

JA山梨信連からのお知らせ

DISCLOSURE

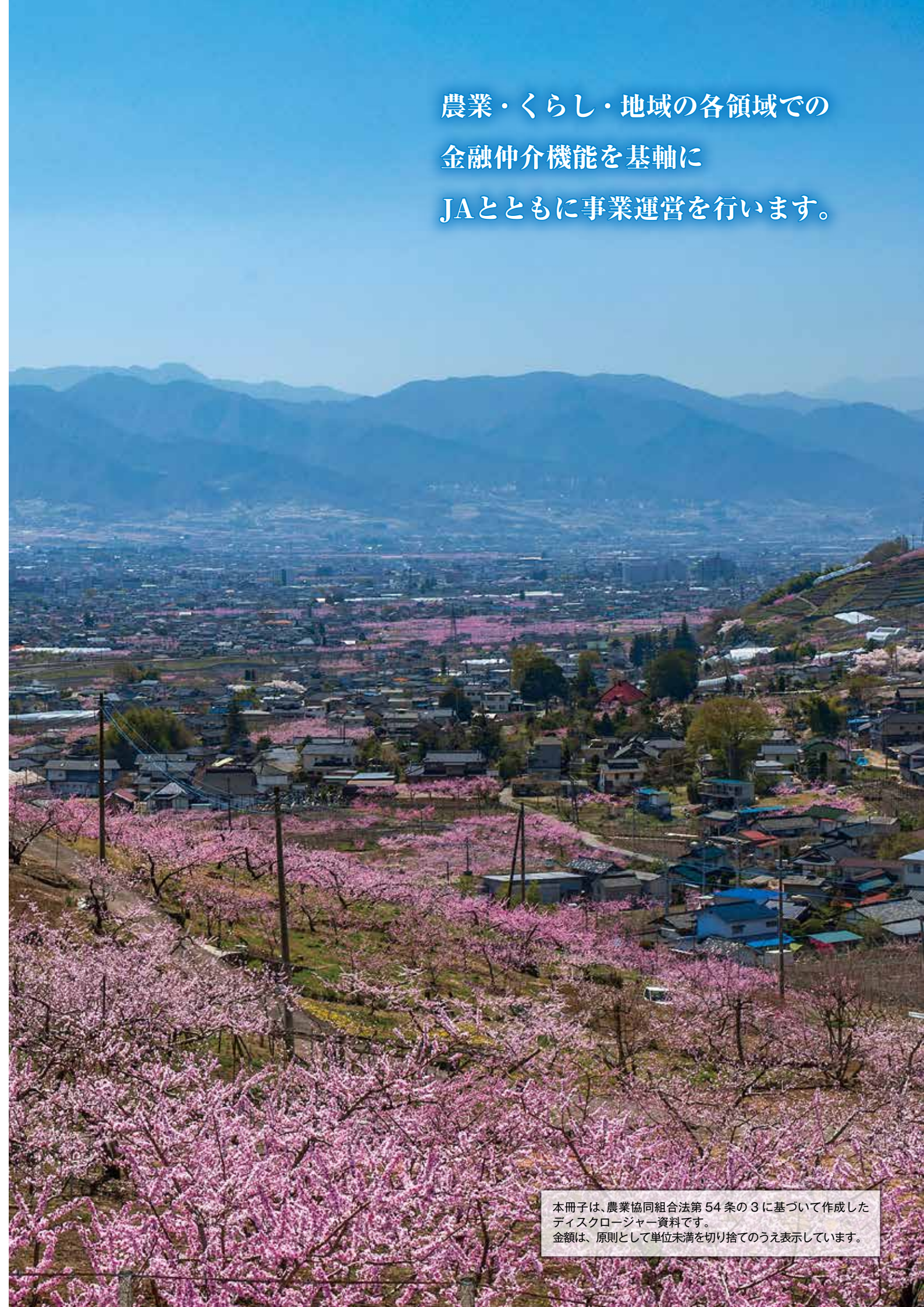
Report 2025 DISCLOSURE





撮影地：フルーツライン

農業・くらし・地域の各領域での
金融仲介機能を基軸に
JAとともに事業運営を行います。



本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した
ディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長

小池一夫



代表理事理事長

矢野正仁

ごあいさつ

みなさまには、日頃より山梨県信用農業協同組合連合会（愛称JAバンク山梨信連）をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和23年の設立以来、県下JAとともに農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただいております。

これもひとえに、ご利用いただいておりますみなさまのご愛顧ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

令和6年度の日本経済は、プラス成長が続いておりましたが、後半にかけて物価高の影響を受けた民間消費の弱さ等により1-3月期の実質GDP速報値はマイナス成長となりました。今後の回復には賃上げの動きや物価の落ち着きが鍵となります。

日銀は、マイナス金利政策撤廃後、2度の利上げを行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標を0.50%程度まで引き上げました。

また、農業においては、農業生産資材価格の高止まりや異常気象など、農業経営を取り巻く環境は引き続き厳しい状況となっています。山梨県産果実販売においてはシャインマスカットを主因に25年ぶりに400億円超となりました。

このような状況の中、当会は中期経営計画（令和4～6年度）「持続可能な農業・地域への貢献に向けた改革実践の進化」の最終年度として、「JAの機能発揮に対する支援強化と県域リーダーシップ発揮、金融仲介機能の発揮と安定的な収益基盤の確立、健全で強固な経営基盤の確立、着実に実践するための土台作り」を基本方針として、重点活動に取り組みました。

本年度も当会の経営方針や業績、ならびに1年間の活動状況をみなさまにご紹介するためディスクロージャー誌「JA山梨信連からのお知らせ」を作成いたしました。

これによりみなさまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会の果たすべき公共的使命と社会的責任を深く認識し、農業および地域社会の発展に貢献できまよう、役職員一丸となって、健全で強固な経営基盤の確保、安定的な収益基盤の確立、JAの機能発揮に対する支援強化への取り組みに努めてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

経営管理委員会会長 小池一夫

代表理事理事長 矢野正仁

CONTENTS

経営

経営理念・経営方針	4
中期経営計画	5
令和6年度の経営環境と業績	6
自己資本の状況	8
不良債権の状況	9
リスク管理の状況	10
SDGs宣言	20
TCFDへの対応	22
JAグループ・JAバンクシステム	24
地域貢献情報	26
JAバンクの取り組み	29
トピックス	31

業務内容

山梨県信連の業務	32
----------	----

当会の組織

組織等について	38
沿革・歩み	40

資料編

経営資料編	41
-------	----

索引	88
----	----

経営理念・経営方針



やまなしと農業のミライをつくる

～われわれは、今を見つめ即応を繰り返し、ミライをつくる～
～われわれは、食と農に貢献し、JAとともに地域に活力をつくる～
～われわれは、さらにその先のミライをつくる～



JAグループ山梨が目指すべき姿の実現に向け、信用事業を起点として、農業・くらし・地域の各領域での金融仲介機能を発揮すべくJAと一体となり事業運営を行います。

中期経営計画

当会は中期経営計画（令和7～9年度）を策定し、以下の5項目を基本方針として、重要目標達成指標（KGI）を設定し、実現するための具体的実践事項と成果確認指標（KPI）・完了基準を定め取組むこととしています。

I	JAの事業基盤・経営基盤の維持・拡大を支援する
	JAの総合事業の根幹である事業基盤確保・維持を支援することが山梨の農業を支えることに繋がるという認識のもと、JA貯金（個人貯金）をKGIに定め取組んでまいります。
II	信連の財務基盤・収益基盤を立て直し、安定的な収益還元を実現する
	財務面における様々な課題を踏まえ、修正自己資本比率（有価証券等評価損益を加味した自己資本比率）をKGIに定め取組んでまいります。
III	金融仲介機能を基軸にJAとともに地域農業や農業関連産業の成長・発展を支える
	金融仲介機能を通じて山梨の農業に貢献することはJAバンク山梨の使命であり、農業融資新規実行額をKGIとして定め、取組んでまいります。
IV	気候変動対応・脱炭素などの社会的課題解決を通じて、持続可能な地域・社会づくりに貢献する
	気候変動による社会的影響について問題意識をもって対応する必要がある、サステナブルファイナンス（ESG投融資にかかる新規累積実行額）をKGIに定め取組んでまいります。
V	人的資本経営にかかる取組みを通じて、組織と職員がともに成長していく関係性を構築する
	複雑化・高度化していく業務に対応すべく組織として人材育成に取組むことや職員のエンゲージメントを高めることが組織の持続可能性に必要不可欠であり、従業員エンゲージメント（eNPS）をKGIに定め取組んでまいります。



令和6年度の経営環境と業績

【経営環境】

経済情勢は、1-3月期の実質GDP速報値が4四半期ぶりのマイナス成長となり、外需の停滞に加え、物価高の影響を受けた民間消費に弱さがみられます。消費者物価指数(生鮮食品を除く総合、前年比)は茲許3%台での推移となっています。今後の回復には賃上げの動きや物価の落ち着きが鍵となります。

金融情勢について、日銀はマイナス金利政策撤廃後、7月および1月に2度の利上げを行い、無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標を0.50%程度まで引き上げました。日本の金融市場は「金利のある世界」に本格回帰し、長期金利は1.5%超まで上昇する場面も見られました。今後も日銀による追加利上げが見込まれており、そのタイミングやターミナルレート(利上げの最終到達点)を巡っては、国内の物価や賃金の動向、トランプ関税の行方などを注視する必要があります。

農業情勢では、農業生産資材価格の高止まりや異常気象による生産量減少・品質低下、人手不足等、農業経営を取り巻く環境は引き続き厳しい状況となっています。農政面では食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正となりました。そのなかでは農産物の輸出促進やデジタル技術を生かした「スマート農業」促進といった新たな要素が盛り込まれ直面している課題解決に繋がる動きが期待されます。また、山梨県産果実販売はシャインマスカットに全体が押し上げられたことなどを主因に25年ぶりに400億円超となりました。

系統信用事業について、県内人口や農業就業人口の減少等により組合員・利用者は減少基調にあり、JAの事業・経営・財務への影響が顕在化しています。JAバンクが目指す「農業・暮らし・地域の多様なニーズに対する金融仲介機能の発揮」に向けては、信用事業の基盤となるJA貯金の維持・確保とともに、利用者の各種ニーズに対してデジタルも活用し期待に応えていく必要があります。

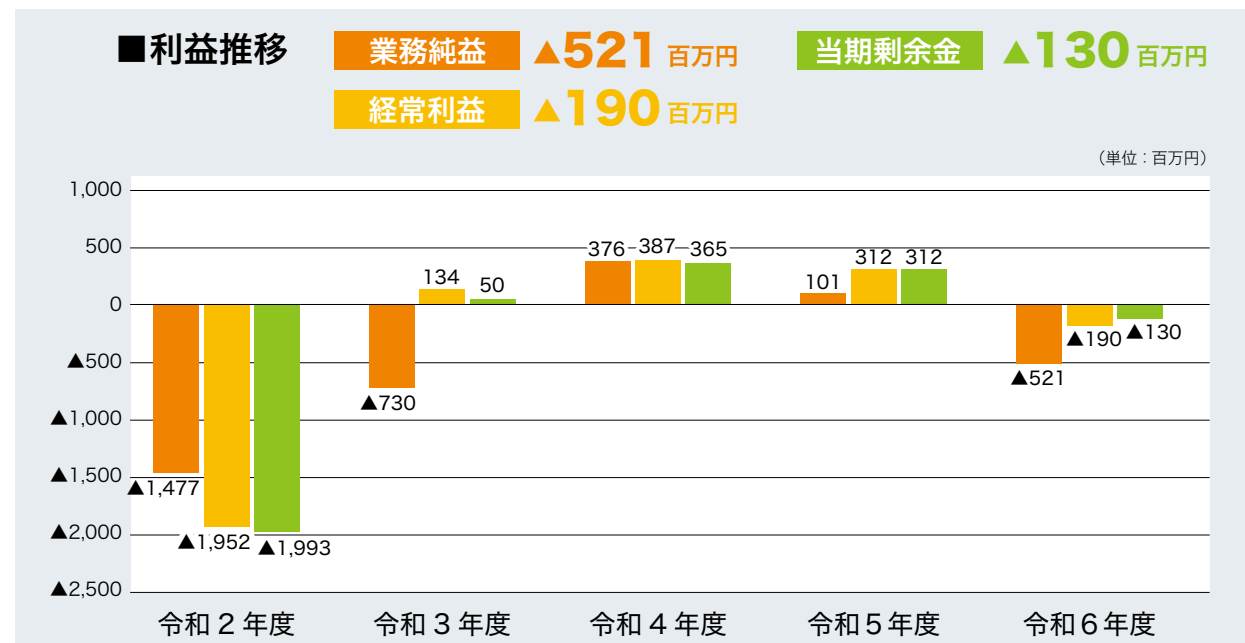
次期中期戦略の初年度となる令和7年度は、JA貯金、JAバンク利用者の減少に歯止めをかける取組みを最優先に実施しつつ、JAの地域農業の特性や財務・収支・リスク量等を踏まえ策定された「JAバンク経営戦略シート」の実践を通じて、利用者ニーズへの的確な対応、事業基盤・経営基盤の維持・強化、財務収支改善等を着実に進めてまいります。

【業績】

○収支状況

日銀の利上げに伴う預け金利の増加に加え、貸出金にかかる費用減少や物件費抑制等の経費削減に取り組みましたが、貯金利息の増加や受取配当金の減少、有価証券の減損費用が発生した結果、経常損失190百万円、当期損失金130百万円となりました。

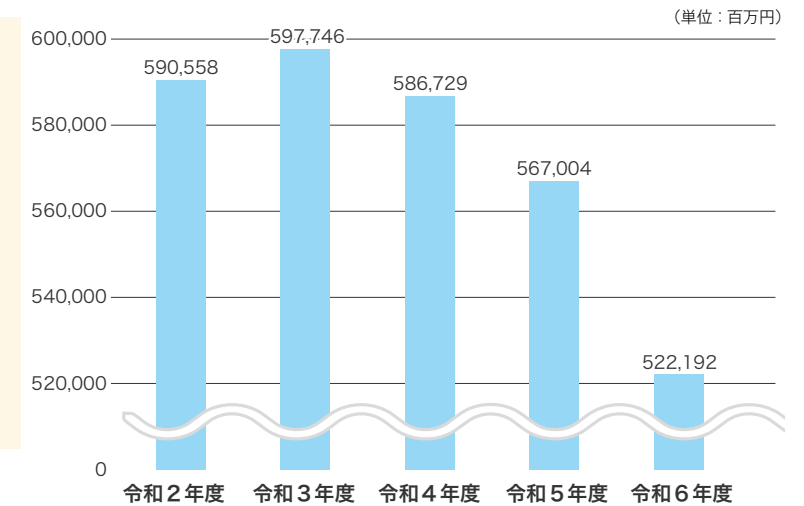
利益の推移



貯金残高の推移

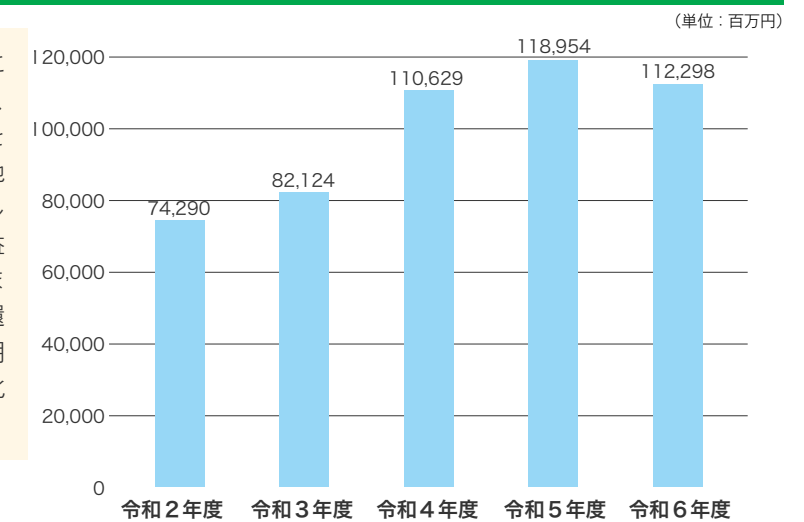
JA貸出金の伸長や地公体の運用方針見直しに伴い当会への預け入れが減少したことにより、期末残高5,221億円(前期比-7.9%)、平均残高5,583億円(前期比-6.4%)となりました。

JA貯金については、物価高騰や投信シフト等による個人貯金減少や公金貯金減少により、令和7年3月末の総貯金残高は7,852億円(前年比-1.4%)、個人貯金残高は6,334億円(前年比-0.8%)となりました。



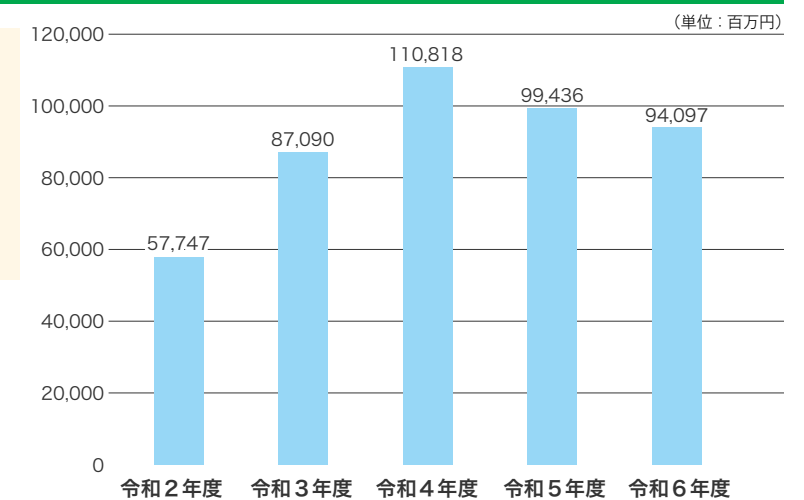
貸出金残高の推移

地域金融機関として地場産業の振興に寄与すべく県内優良法人との取引深耕、新規取引に向けて積極的な営業活動を展開しました。特に農業の維持発展や地域経済活性化に資する農業法人等に対して積極的に取り組みました。さらに収益補完として県外向け貸出にも注力しましたが、上部団体向け劣後ローンの償還などもあり、期末残高1,122億円(前期比-5.5%)、平均残高1,145億円(前期比+1.0%)となりました。



有価証券残高の推移

日本銀行の金融政策正常化を受けた金利先高観やリスク量の観点から、債券への新規投資を抑制し、短期資金を中心とした資金運用に努めた結果、期末残高940億円(前期比-5.3%)、平均残高1,167億円(前期比-2.0%)となりました。



自己資本の状況

当会では、会員やお客さまの多様なニーズに応えるため、またJAバンク山梨の本部機能を高度に発揮していくために、健全で強固な財務基盤の確立を重要な課題としています。

パーゼルⅢ国内規制に基づく当年度末における当会の自己資本比率は14.15%となり、健全性を維持する水準を確保しています。なお、国内基準では4%以上が義務付けられていますが、JAバンクの自主ルールでは8%以上が義務付けられており、当会の自己資本比率はこれを十分に満たしています。

自己資本の総額については、会員JAからの出資受入れ等により、前期比9億円増加の334億円となりました。

リスクアセット等については、預け金等の減少により、前期比107億円減少の2,359億円となっています。資産内容については高格付け先の資産割合が大部分を占めています。

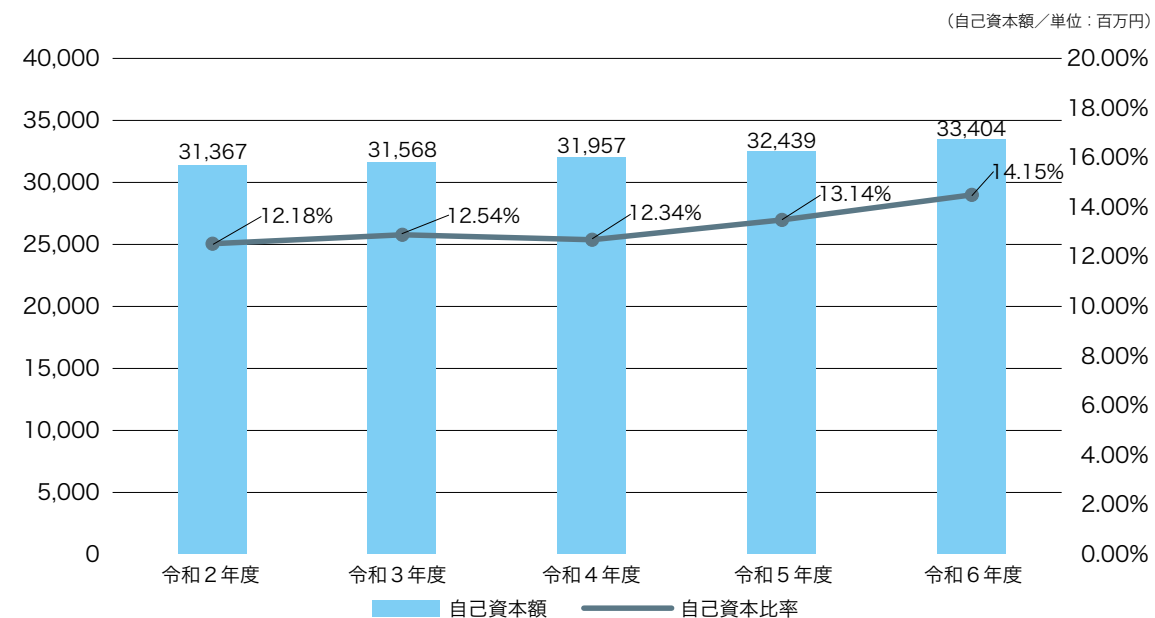
なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の状況（単体）

(単位：百万円)		
	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	32,651	33,500
うち出資金	23,224	24,224
コア資本に係る調整項目の額 (B)	212	96
自己資本の額 (C) = (A) - (B)	32,439	33,404
リスクアセット等 (D)	246,723	235,996
資産（オンバランス）項目	242,086	230,224
オフバランス取引項目等	1,137	1,459
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	176	795
オペリスク相当額を8%で除して得た額	3,322	3,516
自己資本比率 (C) / (D)	13.14%	14.15%

注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

自己資本比率の推移



不良債権の状況

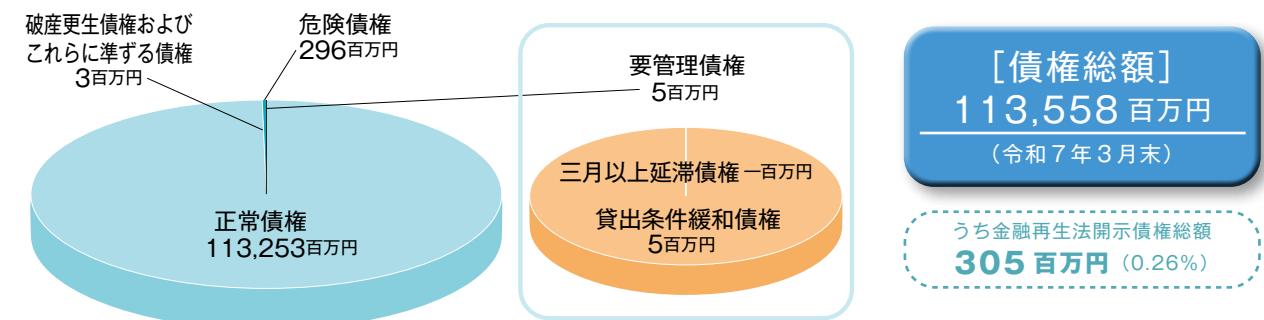
当会の金融再生法に基づく開示債権額については以下の通りとなっております。

令和7年3月末時点における債権総額は1,135億円です。

うち、正常債権は1,132億円、要管理債権は5百万円、危険債権は296百万円、破産更生法およびこれらに準ずる債権は3百万円です。

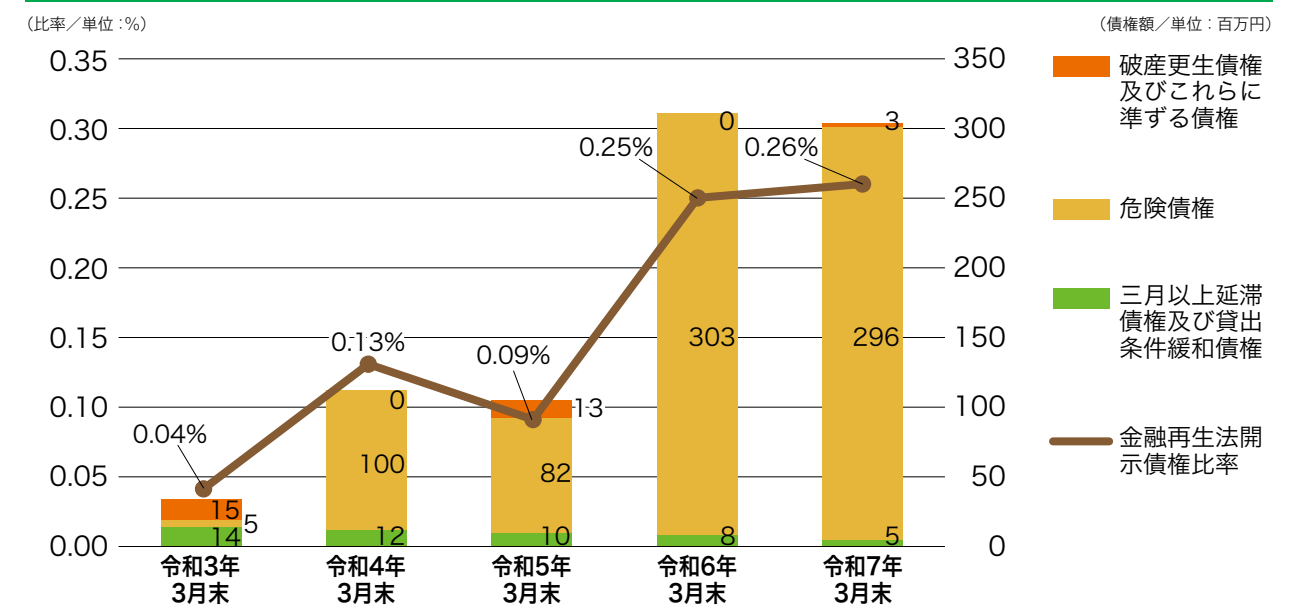
また要管理債権のうち、三月以上延滞債権は1百万円、貸出条件緩和債権は5百万円です。

金融再生法開示債権の状況



- (注) 1. 〔破産更生債権及びこれらに準ずる債権〕
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 〔危険債権〕
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 〔要管理債権〕
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 〔三月以上延滞債権〕
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 〔貸出条件緩和債権〕
債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 〔正常債権〕
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

金融再生法開示債権比率の推移



リスク管理の状況

リスクマネジメントの基本方針

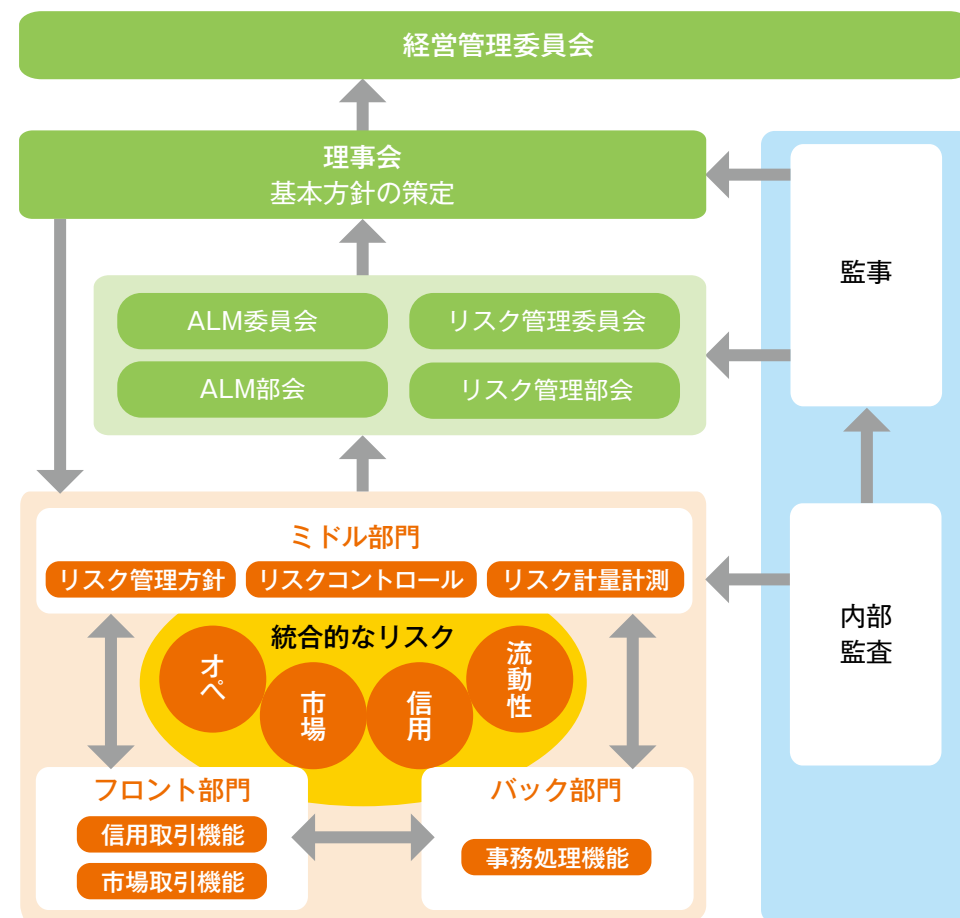
金融市場の急速な変化により、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化し、様々なリスクへの適切な対応が求められています。

当会では、経営の健全性の確保と安定性を維持することを経営の最重要課題であると認識し、リスクの種類やリスク管理の組織体制などリスクマネジメントの枠組みを定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定しています。

この方針に基づき、様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスク制御と収益性のバランスを図るなどリスク管理の高度化・強化に取り組んでいます。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

●リスク管理体制図



リスク管理委員会

関係各部署の代表者によって構成される組織横断的な協議体であり、リスクの統一的・網羅的な把握と、対応策の検討や方針策定を目的として運営しております。

ALM委員会

資産および負債の運用・調達方法、リスクヘッジ方法などを検討し、収益の安定化や極大化を図るためのより具体的なマネジメントを実施することを目的として運営しております。

内部監査

リスクマネジメントの有効性を検証するため、被監査部門から独立した監査室による定期的・計画的な内部監査を実施しています。

個々のリスクへの対応

信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先や取得した債券の発行体の業況悪化等により、当初約定通りの元金や利息の回収が不能となるリスクのことです。

当会における信用リスク管理は、信用リスク取引のフロント部門から独立した部署において個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた無担保与信限度額の管理および自己査定における第2次査定を実施し、相互に牽制することによりリスクマネジメントを行うことを基本としています。

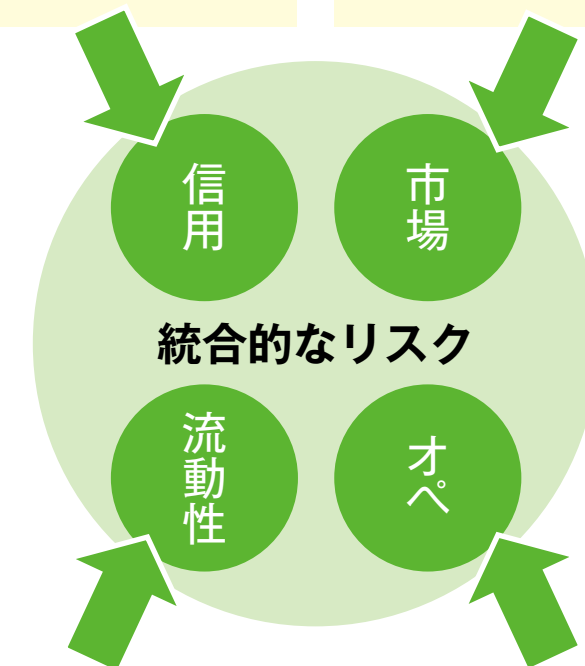
また、特定の取引先や業種に対する与信集中についても限度を定めリスク分散に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株価等の変動に伴う、保有資産、負債の価値変動で被るリスクのことです。

市場リスク管理は、経営体力の範囲内において効率的な運用を行うことを基本にリスクコントロールに努め、具体的には、VaR（バリュアットリスク）計測に基づくリスク量が、自己資本等の経営体力を勘案して設定された許容量に収まるように管理を行っています。

また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、フロント部門から独立したミドル部門においてモニタリングし管理を実施しています。



流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金調達（資金繰り）が困難となって決済に支障をきたしたり、金融市場の混乱等により正常な資金運用取引が行えない等により損失を被るリスクのことです。

流動性リスク管理は、ALM委員会での系統資金動向等の把握・管理および資金繰り管理部門と資金繰りリスク管理部門を分離し相互の連携による管理を行い、モニタリング部門の牽制により流動性リスクの発現を抑制する体制としています。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当会の業務上発生するリスクのうち、能動的に取得するリスク（市場・信用・流動性リスク）を除くリスクの総称です。

オペレーショナル・リスク管理は、リスクカテゴリーが事務リスクや法務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等多岐にわたるため、各部門で業務に内在するリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合の影響度合いによりマネジメント対象を選別し、対応方針を定めその発現を抑制することを基本方針としています。

法令遵守体制

●コンプライアンス基本方針

当会は農業協同組合法をはじめ、民法や商法、政省令など様々な法令の適用を受けており、また公共性の高い信用事業を営むうえで、会員やお客さまからの高い信頼を得るためにもコンプライアンスは経営の最重要事項の一つであると考えています。

このため、役職員の行動規範として「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、設立の意義や社会的使命の達成に向けて努力しております。

◇コンプライアンスにかかる基本方針

- 1. 基本的使命と社会的責任
- 2. 質の高いサービスの提供
- 3. 法令等の厳格な遵守
- 4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
- 5. 透明性の高い組織風土の構築
- 6. 持続可能な社会への貢献

●コンプライアンス運営態勢

内部組織として、統括部署を設けるとともに理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、経営層との意思疎通を図りつつ全会的な向上に取り組んでいます。

取り組み方法としては、毎年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、その実行と検証・評価等を通じ意識の徹底と高揚に努めております。今年度も、役職員の階層別研修や通信教育の受講、各部門内でのコンプライアンス活動やコンプライアンスオフィサー資格の取得などを計画しており、その実行状況は統括部署、コンプライアンス委員会などでそれぞれ検証していきます。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

- 1. 関係法令等の遵守
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
- 2. 利用目的
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。
また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
- 3. 適正な取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4. 安全管理措置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
- 5. 第三者への提供
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
- 6. 機微（センシティブ）情報の取扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。。
- 7. 仮名加工情報の取扱い
当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 8. 匿名加工情報の取扱い
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 9. 開示、訂正等・利用停止等
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
- 10. 継続的な改善
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
- 11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

以上

①開示等の求めのお申し出先窓口

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申出下さい。なお、取引内容等に関するご照会は、直接取引窓口にお尋ね下さい。

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号
山梨県信用農業協同組合連合会

・貯金業務に関する窓口	食農法人営業部	055-223-3516
・融資業務に関する窓口	〃	055-223-3521
・農業金融業務に関する窓口	〃	055-223-3521
・その他窓口	リスク管理部	055-223-3513

②保有個人データの取扱いや個人データの安全管理等に関するご質問や苦情等のお申し出先窓口

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号
山梨県信用農業協同組合連合会

リスク管理部 055-223-3513

セキュリティポリシー（安全対策基本方針）

金融業務の多様化・自由化や情報技術の急速な発展に伴い、信用事業を安定的に行う上で、当会の情報資産に対し適切な安全対策を実施することは業務運営上の重要な要件となっております。

そのため、当会が所有する全ての情報資産に対し、適切な保護を実現するため「セキュリティポリシー（安全対策基本方針）」を定めております。

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

- 「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。
- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
 - 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
 - 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
 - (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
 - 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

- 利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
 - (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
 - (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
 - (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
 - (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

- 当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
 - (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA 山梨信連 総務企画部(055-223-3514)までご連絡ください。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

- 1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
- 2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための体制整備に努めます。

金融円滑化にかかる基本の方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生A D R手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 融資担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、融資担当部署に「金融円滑化管理担当者」を設置して、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団または個人を指します。

カスタマーハラスメントに関する基本方針

1. はじめに

山梨県信用農業協同組合連合会（以下、当会という。）は、基本理念のもと、農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援しております。

一方で、利用者の皆さまから、常識の範囲を超えた要求や、当会職員の人格の否定、暴力、セクシュアルハラスメント等の尊厳を傷つける言動があった場合、当会は利用者の皆さまに誠意をもって対応しつつも、毅然とした態度で対応いたします。

2. カスタマーハラスメントに該当する行為

当会は、厚生労働省が策定した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」の記載を参考に、カスタマーハラスメントを「お客様による要求の内容が妥当性を欠くものおよびその妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、職員の就業環境が害されるもの」と定義し、具体的には、お客様等による以下の行為をカスタマーハラスメントに該当する行為とみなします。

- 職員に対する暴行・傷害
- 職員に対する脅迫・中傷・名誉棄損・侮辱・暴言
- 当会または職員に関する誹謗中傷の SNS への投稿
- 職員に対する執拗な言動、威圧的な言動、性的な言動、差別的な言動
- 店舗からの不退去、店舗への居座り、職員の監禁
- 当会への不必要な長時間または高頻度の電話
- 正当な理由のない対応、サービス、金銭補償の要求
- 職員に対する土下座の要求等、当会の非に対して過剰な謝罪の要求
- 職員のプライバシーを侵害する行為
- その他、上記に類する行為

3. カスタマーハラスメントへの対応

- カスタマーハラスメントに関する知識、対処法の教育を全役職員に実施します。
- カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置します。

- カスタマーハラスメントに 該当する事案が発生した場合、利用者の皆さまに合理的・理性的な話し合いを求め、より良い関係性の構築に努めます。
- 悪質なカスタマーハラスメントの場合は、外部機関・外部専門家に協力を仰ぐとともに、お取引をお断りまたは中止させていただく場合がございます。

4. 利用者の皆さまへのお願い

利用者の皆さまにおかれましては、本方針に対するご理解とご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。当会は、今後も引き続き、利用者さまとより良好な関係を築いていけるよう努めてまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

山梨県信用農業協同組合連合会（以下、当会という。）は、下記を理念として掲げる農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援しております。

【当会の経営理念】

やまなしと農業のミライをつくる

われわれは、今を見つめ即応を繰り返し、ミライをつくる
われわれは、食と農に貢献し、JAとともに地域に活力をつくる
われわれは、さらにその先のミライをつくる

この理念のもと、平成 29 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、県下 JA の信用事業をサポートする県段階の連合会組織として、以下の取組方針を定め、本方針に基づく取組状況を定期的に公表するとともに、お客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

- (1) 当会は、お客さまの真のニーズや利益を考え、それに見合った商品・サービスを提供することで、お客さまの最善の利益を追求いたします。なお、当会では、パッケージ化された金融商品・サービスの取扱いおよび投資性金融商品の組成に携わっておりません。
- (2) また、役職員への継続的な研修等を実施し「お客さま本位の業務運営」を企業文化として定着するよう取り組んでまいります。

【原則 2 本文および（注）、原則 5（注 2）、原則 6 本文および（注 2、3）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) 当会は、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じて、貯金・ローン等の最良・最適な商品をご提案します。特に高齢のお客さまに対しては、ご家族も含めてご理解いただけるよう丁寧な説明を行います。
- (2) 商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、商品の比較が容易となるよう、パンフレット等を活用し、わかりやすい情報提供を実施します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用については、どのようなサービスに対する対価なのかお客さまに安心してわかりやすく判断頂けるよう情報提供を行い、透明性を高め丁寧な説明に努めてまいります。
- (4) お客さまに対して、各種手続きが簡単に行える便利な JA バンクアプリ等をおすすめするとともに、窓口での手続きについてはわかりやすい説明を行います。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1、3、4、5）、原則 6 本文および（注 1、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) 当会は、商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないよう「利益相反管理方針」に基づき適切に管理してまいります。

【原則 3 本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 当会は、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営が着実に実践されるよう態勢を構築します。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021 年 1 月改訂）との対応を示しています。

経営者保証にかかる取組方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. ガイドラインを踏まえた当会の体制
- (1) 融資のご相談・お申し込み、既存保証の変更・解除のお申出、保証債務整理のお申出（お客さま）

(2) 経営者保証に関するガイドラインのご説明（営業担当）

(3) 経営者保証の必要性検討および融資審査（営業担当・審査担当）※1

(4) 経営者保証の必要性要否にかかるご説明（営業担当）

(5) 保証契約のご説明と保証意思確認（営業担当）※2

(6) 保証契約締結、融資実行（営業担当）※2
- ※1 審査の結果により、申し込み時のご希望にそえない場合がございます
- ※2 保証契約が必要な場合のみ
2. 経営者保証にかかるご説明内容
- (1) 保証契約締結の必要性の検討

以下の事項について確認を行い、どの部分が十分ではないため保証契約が必要となるのか、また、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかについて、丁寧かつ具体的な説明に努めます。

ア. 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている

イ. 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない

ウ. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る

エ. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている

オ. 経営者等から十分な物的担保の提供がある
- (2) 適切な保証金額
- 主に以下の観点を経営的に勘案し、適切な保証金額の設定に努めます。
- ア. 資産および収益の状況、融資額

イ. 信用状況、物的担保等の設定状況

ウ. 適時適切な情報開示姿勢等
- (3) 既存の保証契約の適切な見直し
- 既存の保証契約にかかる変更、解除等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。
- (4) 事業承継時
- 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。
- (5) 経営者保証を履行する時の対応について
- 経営者保証を提供いただく場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案して履行の範囲を決定します。

貸出についての考え方

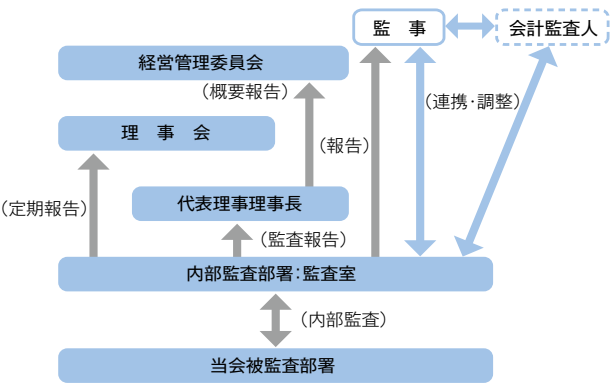
当会は、JAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な資金を安全にお預かりするとともに、農業関連に対する貸出はもとより、地元企業や公共団体などの幅広いニーズに対応し、農業をはじめとする地域産業の育成・成長やJA組合員および地域経済の発展に寄与するための融資を積極的に行ってまいります。

内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会全部署を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、遅滞なく経営管理委員会に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●内部監査体制図



財務報告の信頼性確保と内部統制強化

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、内部統制に関する基本方針を制定しています。

なお、財務報告に係る内部統制の有効性については、毎年整備・運用状況の評価を行い、「財務報告の信頼性」確保に努めております。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容
- 当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともにJAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
- 当会の苦情等受付窓口
- 電 話

・貯金業務に関する窓口

・融資業務に関する窓口

・金融円滑化に関する窓口

・農業金融業務に関する窓口

・その他窓口

食農法人営業部

食農法人営業部

食農法人営業部

食農法人営業部

リスク管理部

055-223-3516

055-223-3521

055-223-3521

055-223-3521

055-223-3513
- 受付時間 9：00～17：00 月曜日～金曜日（祝日、金融機関の休業日を除く）
- JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）
- 電 話

03-6837-1359

受付時間 9：00～17：00 月曜日～金曜日（祝日、金融機関の休業日を除く）
2. 紛争解決措置の内容
- 当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。
- なお、下記弁護士会の利用に際しては、当会の苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出下さい。
- 山梨県弁護士会民事紛争解決センター
- 電 話

055-235-7202

受付時間 9：30～17：00

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- 東京弁護士会紛争解決センター
- 電 話

03-3581-0031

受付時間 9：30～12：00

13：00～16：00

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- 第一東京弁護士会仲裁センター
- 電 話

03-3595-8588

受付時間 10：00～12：00

13：00～16：00

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- 第二東京弁護士会仲裁センター
- 電 話

03-3581-2249

受付時間 9：30～12：00

13：00～17：00

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

SDGs 宣言

当会は、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に賛同し、持続可能な社会の実現を目指した取組みを事業活動を通じて貢献してまいります。



JA山梨信連におけるSDGsの取組方針

当会の経営理念である

やまなしと農業のミライをつくる

- ～ われわれは、今を見つめ即応を繰り返し、ミライをつくる ～
- ～ われわれは、食と農に貢献し、JAとともに地域に活力をつくる ～
- ～ われわれは、さらにその先のミライをつくる ～

のもと、事業活動を通じて、地域社会・地域農業における課題に対してきちんと向き合い、農業とくらしの発展による持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

SDGs で掲げる目標への達成に向けて、次の4つを重点活動として整理し、取組むことで、目標達成に貢献していきます。

重点活動と取組み内容（2024年度）

重点活動	概要	取組み内容
農業の持続的発展	- 金融仲介機能を通じて、山梨の農業に貢献することは JA バンク山梨の使命であります。 - 農業の発展に向けた取組みは不断の取組みとして実践し続けます。	- 農業者・農業関連団体への金融支援 ・農業融資 ・利子助成 「食」「農」に関連する企業のビジネスマッチング支援 - 新たな担い手支援 ・JA バンク山梨ニューファーマー育成スクール ・女性農業者向けイベント ・甲府市女性起業等支援事業への協力 ・行政主催の各種会議、イベントへの参加
地域社会への貢献	- 食と農を主軸とした取組みや金融サービスの提供により、地域活性化に貢献していきます。 - 職員一人一人の思いを地域社会へ伝えていきます。	- 地域経済の活性化 ・企業参画型農福連携による農業労働力支援事業 ・年金請求等の支援 ・年金友の会への支援 - 金融教育（JA バンク食農教育応援事業） - 食育教育 ・食農教育出張授業 ・教材本贈呈事業 - 社会貢献 ・SDGs 応援定期貯金「Smile」による寄付活動 ・募金活動 ・交通安全活動参加 - 顧客本位の業務運営に関する原則 - マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応 ・金融犯罪に加担しないための教育活動
自然環境の保全	気候変動による社会的影響は無視できないところとなっており、山梨県内で活動を行う事業者として問題意識をもって対応を進めることで「農業・くらし・地域」を守ることに繋がっていきます。	- 投融资での環境への配慮 ・ESG 投融资 ・TCFD 提言に基づく情報開示 - 業務運営に伴う環境負荷の低減 ・タブレット会議 ・クールビズ、ウォームビズ実施 ・CO2 排出削減を目的とした節電 ・使用済みインクカートリッジの回収
働きがいのある職場づくり	- 人材確保が困難な状況において、複雑化・高度化していく業務に対応しなければならず、組織として人材育成に取組み、人材ポートフォリオの高度化を図ります。 - 職員のエンゲージメントを高めることや人的資本情報開示等に取組み、選ばれる組織となることで持続可能性を高めることに繋がっていきます。	- 多様な働き方 ・テレワークの実施 ・ノー残業デー ・育児休業制度 - 職員のスキル向上に向けた支援 - コンプライアンス意識の向上 - 職員の健康管理 ・人間ドック等健康診断受診率 100% ・ストレスチェック ・感染症対策のための消毒機器設置 ・健康事業所宣言

TCFDへの対応

当会の基盤となる農業は、気候変動による負の影響を被りうると同時に、気候変動を増幅させる潜在的可能性を有している産業でもあります。気候変動への対応は、当会の使命である農業の発展に貢献するものであり、当会は、気候変動に関連する機会とリスクの観点に着目し、事業活動を通じて緩和と適応に貢献する取り組みを進めています。その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFDの提言を踏まえた取り組みの開示に取り組んでいます。

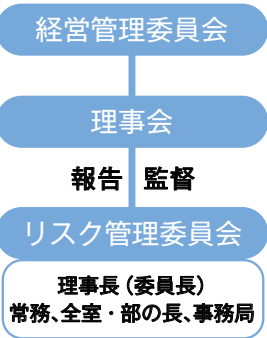
当会の情報開示については、TCFD 提言が推奨する4項目「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」に沿って開示を行っています。

※ TCFD とは
気候変動が金融市場に重大な影響をもたらすとの認識が主要国の間で広がったことを踏まえ、2015年に金融安定理事会（FSB）が金融システムの安定化を図るために設置した支援組織。全ての企業に対し、気候変動関連リスク・機会の評価と財務への影響について開示することを提言しているもの。

TCFD提言に基づく情報開示

1. ガバナンス

- 当会は、気候変動を含む環境・社会課題を経営上の重要事項として捉えております。
- 理事会および経営管理委員会は、報告された内容に対し適切に監督する態勢を構築しています。
- 具体的な対応方針や取組状況は、リスク管理委員会にて協議し、委員会での議論の内容は、少なくとも年1回の頻度で理事会および経営管理委員会に報告されます。
- リスク管理委員会は、委員長を理事長とし、常務、全室・部の長及び事務局で構成（必要により委員外の職員を招請）されています。
- リスク管理委員会では、気候変動に伴う対応・取組状況について半期に1回定期的に報告しています。また気候変動に伴う機会とリスクの識別・評価や対応方策・目標等について、随時議論を行い、経営戦略やリスク管理に反映しています。



2. 戦略

当会では、短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）の時間軸で気候変動に伴うリスク（移行リスク・物理的リスク）と機会を2℃（政策・規制が導入され気候変動が抑止される場合）・4℃（政策・規制が導入されず気候変動が抑止されない場合）シナリオを前提に評価しています。

リスク	分類	内容	時間軸
移行リスク	政策法規制	炭素税や排出削減目標への対応等による追加的なコスト発生が業績悪化に繋がり、取引先企業の与信コストが増加するリスク	中期～長期
	技術市場	低炭素技術への移行・投資の失敗ならびに消費者の嗜好変化が業績悪化に繋がり、取引先企業の与信コストが増加するリスク	中期～長期
	評判	気候変動に対応する取組みや情報開示が不十分とされるリスク	短期
物理的リスク	急性慢性	異常気象を受けた深刻な自然災害が取引先企業や当会資産の被害・損傷に伴う事業継続に影響を及ぼすリスク	短期～長期
	急性慢性	慢性的な異常気象ならびに気候変動に伴う農業生産への影響によりJA経営基盤等が悪化するリスク	中期～長期
機会	市場	脱炭素社会の実現に向けた気候変動関連ビジネスの市場規模拡大に伴う取引機会の拡大	中期～長期
	エネルギー源	省資源・省エネルギー化による事業コストの低下	短期～長期
	評判	気候変動に対応する適切な取組みや情報開示による企業価値の向上	短期～長期

○ 炭素関連資産の状況（2025年3月時点）

当会貸出金残高に占める炭素関連資産の割合	0.0%
----------------------	------

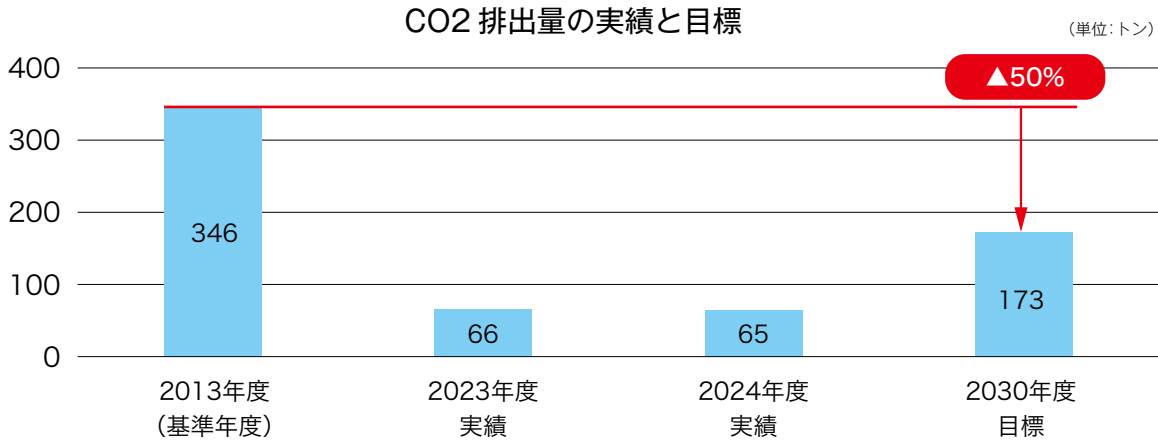
※炭素関連資産について、TCFD 提言の定義を踏まえ、当会で日銀業種分類をベースに該当する業種を対象業種とみなし集計したものとしています。

3. リスク管理

当会では、気候変動に関連する物理的リスクや移行リスクの影響に鑑み、当会取引先の事業活動に及ぼす信用リスク等を中心にリスク管理を実施していきます。

4. 指標と目標

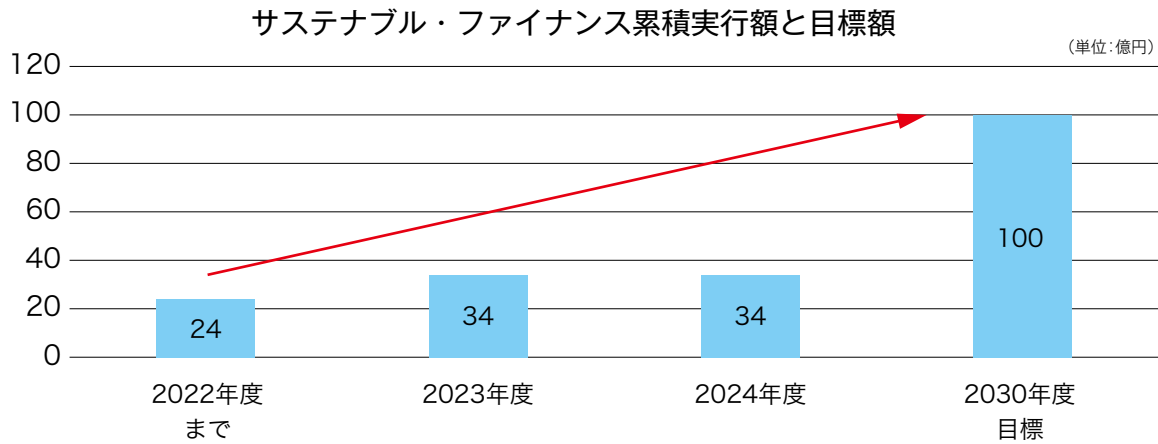
- CO2 排出量の状況
 - 当会ではCO2 排出量（Scope1 および2）を指標として設定し、排出量削減に努めています。
 - 2030 年度には2013 年度比 ▲ 50%を削減目標として設定しています。
 - CO2 排出量については、当会の電気および公用車のガソリン使用量から算出しています。
 - 削減目標値（▲ 50%）は、2021 年 10 月 22 日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」にて決定された目標値となります。
- 2024 年度 Scope1 および2 のCO2 排出量は、65 トンとなり目標を達成しました。今後も同水準を維持するよう、引き続き排出量削減と実績算出を実施していきます。



※ Scope 1とは、ガソリンの使用による直接排出のことであり、使用燃料に所定の排出係数を乗じて算出
※ Scope 2とは、電力使用による間接排出のことであり、使用電力量に所定の排出係数を乗じて算出

○ ESG 投融資の状況

- 当会ではESG 投融資目標を掲げています。
- 2030 年度までに新規累積実行額を100 億円とすることを目標としています。
- 2024 年度末時点の新規累積実行額は34 億円となりました。

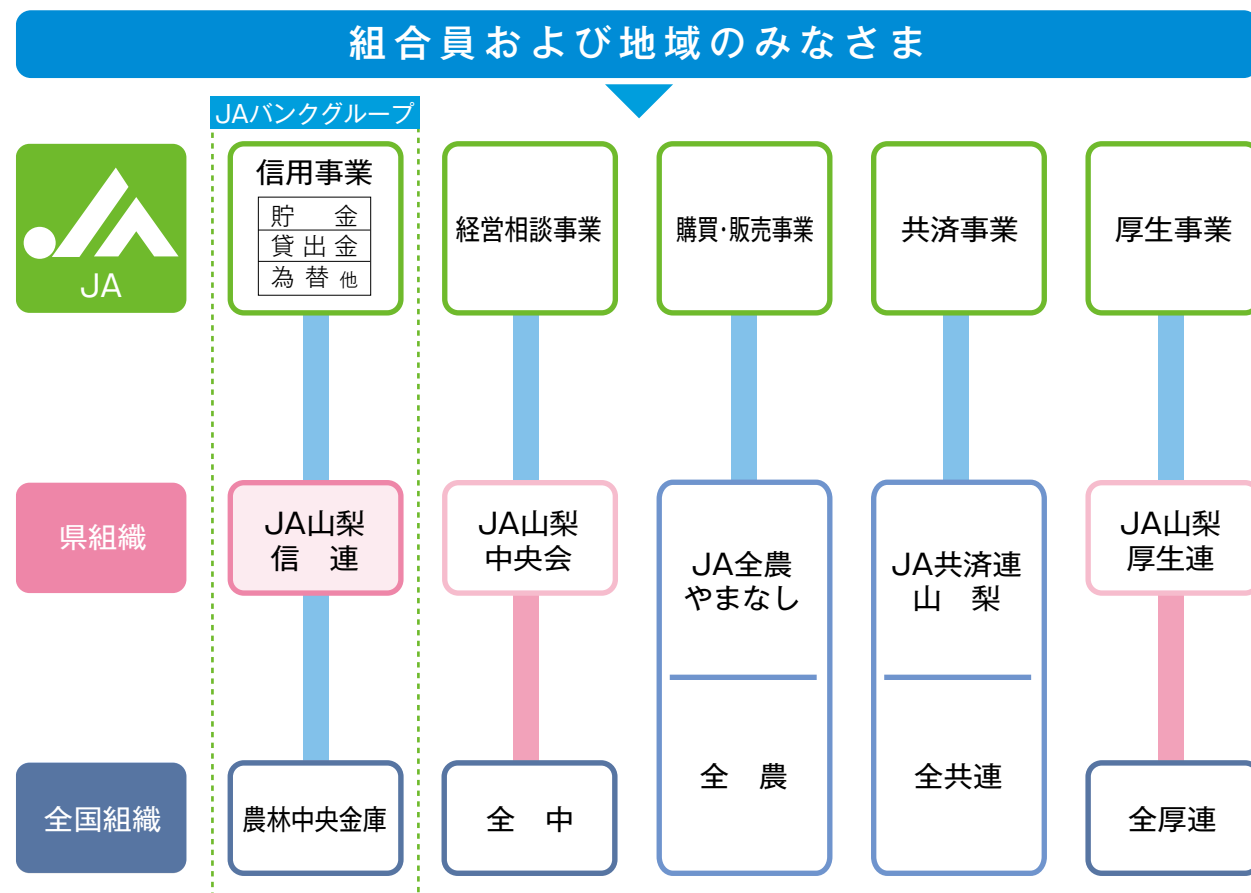


JAグループ・JAバンクシステム

JAグループの仕組み

JAグループは地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で、組合員並びに地域の利用者みなさまに、便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう信用事業のほか、指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。

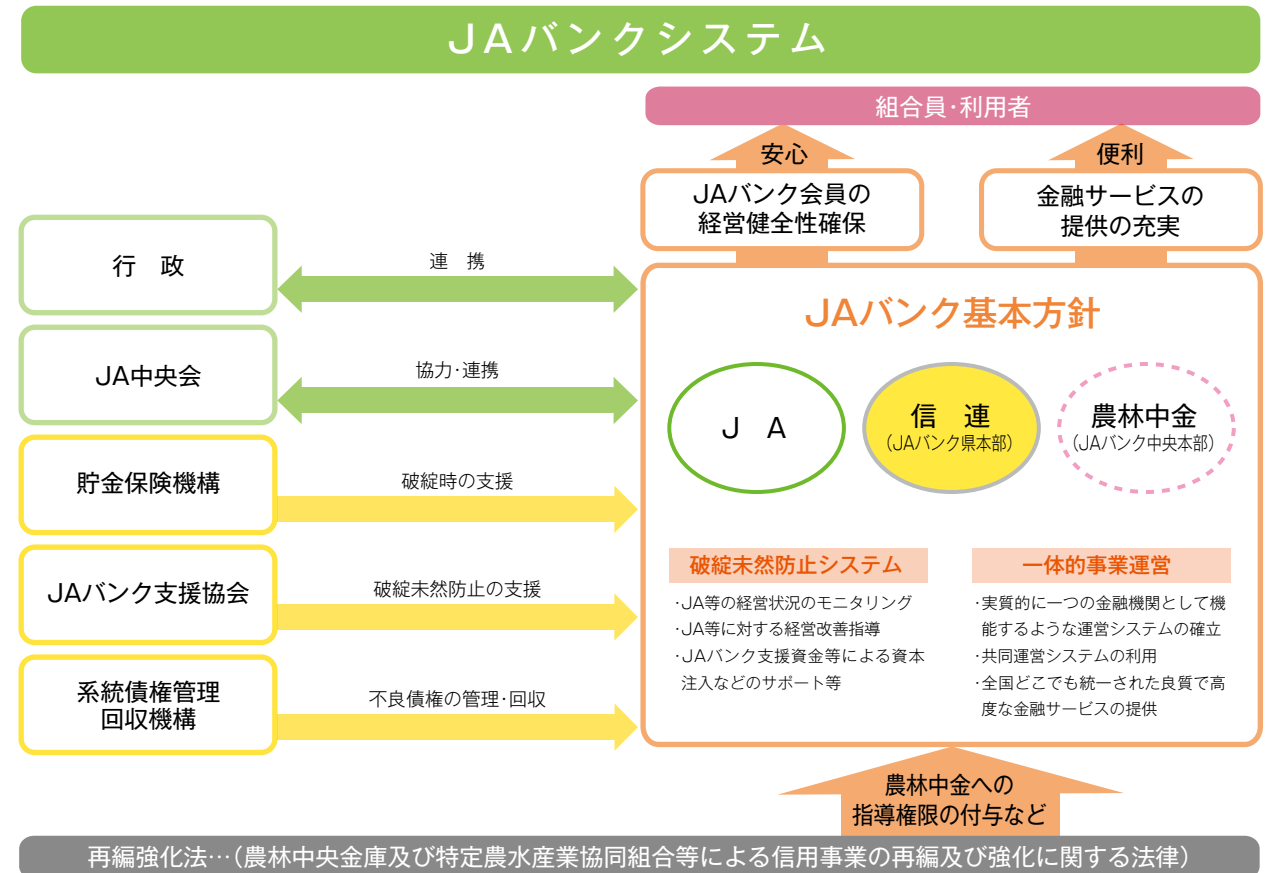
そのうち信用事業は、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、全国のJA・信連・農林中金（JAバンク会員）で「JAバンク」を構成し、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。



● JAバンクシステムの仕組み

JAバンクは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者みなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活躍する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JAバンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業運営（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。



● 破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には以下のとおりです。

- (1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見。
- (2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施。
- (3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援。

● 貯金保険制度

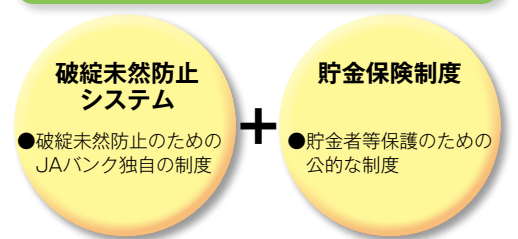
貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

JAバンク・セーフティネットのしくみ



地域貢献情報

当会は、山梨県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に貢献する地域金融機関です。

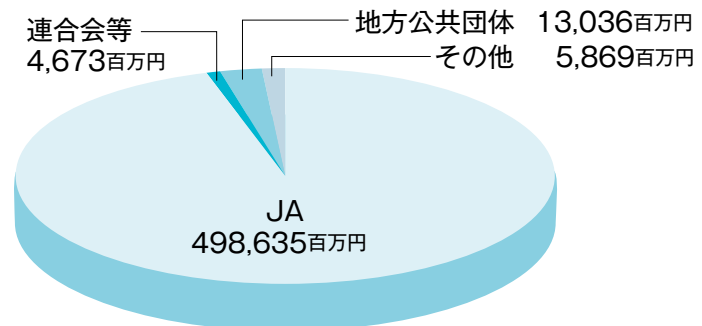
当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする組合員のみなさま方、JA や農業に関連する企業・団体、県内の地場企業や団体および地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は農業を営まれる組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

地域からの資金調達状況

県内 JA やその関係諸団体をはじめ、組合員・地域のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金・定期積金のほか、国債等さまざまな商品を取り揃えています。

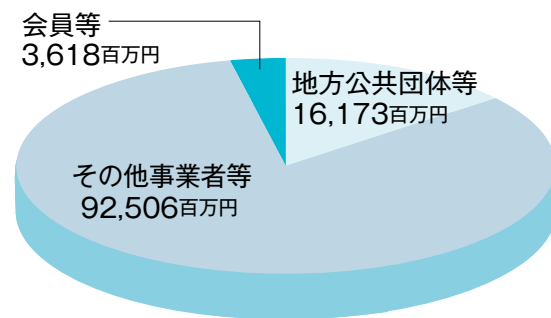
〔貯金残高〕 522,212 百万円
(令和 7 年 3 月末)



地域への資金供給状況

県内 JA やその関係諸団体への融資をはじめ、組合員・地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの必要な資金をご融資しています。

〔貸出金残高〕 112,298 百万円
(令和 7 年 3 月末)



「JAバンク食農教育応援事業」 教材本贈呈事業

JA バンク山梨では、子どもたちの農業に対する理解を深め、農業ファンを拡大し、地域発展への貢献を目的に JA バンクが一体となり展開している、「JA バンク食農教育応援事業」に取り組んでおります。

子どもたちが食・環境・農業への理解を深めることを願い、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」約 7,000 冊を県内全小学校に贈呈するとともに、JA が実施している子どもたちへの農業体験などの食農教育を対象とした JA バンクアグリ・エコサポート基金による費用助成事業を活用し、地域小学生への農業に対する理解促進を目指す活動を拡充しております。



「JAバンク食農教育応援事業」 食農教育出張授業

JA バンク山梨では、全国展開する「JA バンク食農教育応援事業」の県域実践活動の一環として、園児・小学生やその保護者に対し、県産食材を通じて「農業」と「食」の大切さや関わりなどを伝え、興味や関心を高めるための「JA バンク山梨食農出張授業」を実施しております。授業には県内幼稚園、保育園などの子どもたちにご参加いただきました。



金融教育の取組み

国策として金融リテラシー向上を後押しし、特に若年層から金融教育を受ける機運が高まっていることから、金融教育授業の取組みを行っております。特に資産形成が家庭科授業のカリキュラムに組み込まれている高等学校からのニーズに応え、地域金融機関として出前授業を提案し支援しております。



SDGs応援定期貯金Smile2024の販売

SDGs（持続可能な開発目標）に資する取組みの一環として、SDGs 応援定期貯金 Smile2024 を販売しました。お客様よりお預かりした最大貯金残高の合計額の0.02%相当額を山梨県学校農業クラブ連盟に寄付しました。寄付金は、山梨県学校農業クラブ連盟の活動に充てられる予定です。



年金友の会への支援

JA では年金受給者を対象に「年金友の会」を組織して各種活動を行っています。当会では JA を通じてこれらの活動を支援しております。

年金相談会

当会年金センターでは、JA を通じて社会保険労務士による年金相談を受け付けております。

JA バンク山梨では、お客さまにとって第2の人生の「良き友」であり、今まで働いてきた「証」である年金について、これから受給されるみなさま、あるいは、現在受給中のみなさまのお役に立てるよう努めております。



団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、JA 山梨県連グループ献血友の会会員として団体献血に多くの役職員が参加しました。

JA バンクの取り組み

当会は、会員 JA への安定的還元はもとより、「JA バンク自己改革」の継続した取り組みに、役職員一丸となって総力を結集し、地域農業の発展・農村地域の活性化にむけて、地域のみなさまに、より一層必要とされる存在を目指します。

地域農業の振興・発展と担い手支援への取り組み

「JAバンク山梨ニューファーマー育成スクール」の開催

JA バンク山梨では、本県農業の将来を担う農業者の高度な農業経営モデルの確立に向け、「JAバンク山梨ニューファーマー育成スクール」を開催しております。

JA グループ山梨担い手サポートセンター、山梨県と連携し、株式会社 いろえんびつの全面的な協力・支援のもと、受講者が「営農計画シート」の策定・発表することをゴールとし、策定・発表に必要な知識を、「ヒト」、「モノ」、「カネ」の視点からワークショップ、パネルディスカッションを通じて学びます。

受講生は令和6年11月から令和7年2月まで、全6カリキュラムをこなし、農業経営のスキルを習得しました。



「農福連携による労働力支援事業」の展開

JA バンク山梨では、株式会社農協観光との連携により「農福連携による労働力支援事業」を展開しております。株式会社農協観光にて2024年6月に「農福ポート甲府事業所」を開設いただき、弊会では本事業における農業法人様・企業様へのご提案、お繋ぎ合わせなど、県内事業者様に向けたコーディネートを担っております。初年度は4社の企業様にご利用いただいたことで5ユニットが稼働し、3社の農業法人様に向けて労働力支援を展開いたしました（就業者総数：20名）。地域農業法人様や農業者様の労働力支援にアプローチすることにより、国内農業の発展に取り組むと同時に、障がい者の一般就労率向上や多様な能力・個性を持った人材が活躍できる場の創出などといった社会課題にも JA グループとして積極的にアプローチすることで、「共生社会の実現」を目指す取り組みとして推進しております。

行政主催の各種会議、イベントへの参加

県内農業の活性化に向けた取り組みの一環として、山梨県主催の「農業経営改善セミナー」、「農業経営戦略会議」に参加し、行政、関連団体と連携しながら担い手支援に取り組んでいます。また、山梨県や農務事務所が開催する「新規就農相談会」に参加し、相談者（就農希望者）に対して、JA の事業内容や組合員向けサポートなどを紹介しております。



農業担い手金融への取り組み

JAバンク山梨では、農業担い手に対する金融支援のため、県内全 JA に「担い手金融リーダー」を設け、JA 農機ハウスローンや農業近代化資金を中心に農業融資に積極的に取り組み、地域農業の維持・発展に向けた金融仲介機能を提供しております。

資金名	概 要
JA 農機ハウスローン	組合員の方が農業生産性向上のための農業用機械、ハウス等を取得する際に、迅速かつ簡便にお借り入れいただける資金です。
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金です。施設の取得・拡張・設備、機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。「認定農業者」の方は、さらに利子補給・助成の優遇措置が受けられます。
JA アグリマイティー資金	施設の取得・拡張・設備、機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できます。
JA アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる「認定農業者」の方に対し、農業経営に必要な運転資金を低利で提供する短期の運転資金です。
JA 担い手応援ローン	JA において税務対応支援を受けられている組合員の方のための農業生産に必要な短期運転資金です。
やまなしアグリビジネスローン	農業法人を中心に個人農家を含めた多様な担い手に対するサポートローンとして、農業生産や農産物の加工・流通・販売等に関する運転資金・設備資金等の事業性資金に対応しています。
やまなし新規就農者応援ローン	農機具や農業用資材の購入をはじめ、住宅取得、農地の取得・改良など、新規就農後の経営安定化に向けて必要となる幅広い資金調達をサポートします。
やまなし農地再生支援資金	遊休農地・耕作放棄地を所得・再生するための資金のほか、その土地を利用した農産物の生産に関わる設備資金や運転資金にも対応しています。
JA 農業災害資金	暴風雨、豪雨、地震、降雪、降霜、低温、降雹等の天災によって被害を受けた農業者に対し、農業経営等に必要な資金に対応しています。

各種キャンペーン

JA バンクでは、給与振込・年金・アプリ・JA カード・投資信託など新規お取引で、各種条件の達成により特典をプレゼントする「あなたのくらしに+ JA プレゼント」キャンペーンを実施しております。

今後も、全国・県域・JA において、お客様のライフイベントに応じたさまざまなキャンペーン等に取り組んでまいります。



非対面サービス（JAバンクアプリ・JAバンクアプリプラス・JAネットバンク）

JAバンク山梨では、窓口や ATM に行かなくても、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、残高照会や振込などの各種サービスをご利用いただくことができます。

「JA バンクアプリ」では、口座残高や明細の確認、バーコード決済など、「JA バンクアプリプラス」では、振込、住所変更などのサービスをスマートフォンのアプリでご利用いただけます。

「JA ネットバンク」では、パソコンで残高照会や振込などのお手続きができます。



各種ローンの取り扱い

- JA バンク山梨では、お客さまのさまざまなライフプランやニーズにあわせて、各種ローンを取り扱っております。
- JA 住宅ローン「とくとくプラン」は、住宅の新築・住宅の増改築などさまざまな用途や、すでにご利用の他行住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。また、JA カードのご利用等で金利が軽減されます。
 - 「JA マイカーローン」は、新車や中古車の購入をはじめ、車検費用・運転免許の取得・カーナビ等のご購入などカーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。また、JA との取引内容に応じて金利が軽減されます。
 - 「JA 教育ローン」は、入学金や授業料をはじめアパート家賃等の、ご家族の教育に関する資金にご利用いただけます。また、お子さまの在学中は元金の返済を据え置くことができます(利息のみ返済)。

Jリーグへ協賛

JA グループでは、山梨県に本拠地を構える「ヴァンフォーレ甲府」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。

なでしこリーグへ協賛

JA グループでは山梨県に本拠地を構える「FC ふじざくら山梨」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。

山梨学院大学陸上部へ県産食材を差入れ

JA バンク山梨では、2011 年から毎年、東京箱根間往復大学駅伝競走（箱根駅伝）に出場される山梨学院大学陸上部への激励会を開催し、部員の皆さんの活力にと県産のお米やお肉を差入れしています。

山梨県信連の業務

貯金業務



会員JAや連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域のみなさまや事業主のみなさまからの大切な貯金をお預かりしております。みなさまの幅広いニーズにお応えできるように各種貯金を取り揃え、有利な資産づくりと豊かな暮らしのお手伝いをしております。

また、JAを通じて振り込まれる農産物代金、年金、給与、公金の取りまとめや一括払込業務などを行っております。



為替業務



JAは系統為替オンラインシステム・全銀データ通信システムにより、全国のJAおよび他金融機関への振込・代金取立を行っており、当会は全国のJA、他金融機関との中継センターの役割を果たしています。

融資業務



当会は、地域金融機関として、農業者、農業関連団体のみなさまはもとより、地元企業との結び付きを強め、融資業務を通じて地域経済の振興と発展に貢献します。特に地域農業の発展に資する農産物の加工、流通、販売事業者など、農業関連法人等への融資を積極的に行っております。

また、地方公共団体等で必要とされる低利で長期の資金需要には、豊富な当会資金をご融資し、「豊かなまちづくり、むらづくり」のお手伝いをします。



受託貸付業務



JA組合員をはじめ認定農業者、農業担い手のみなさまに対して日本政策金融公庫（農林水産事業）資金をまた教育資金の需要については同公庫（国民生活事業）資金にて、さらには住宅金融支援機構の受託金融機関として、地元にお住まいのみなさまの資金需要に対し、JAと一体となり対応しております。

各部署の業務内容

監事室



監事会・監事監査等に関することを行っております。

監査室



内部監査等に関することを行っております。

総務企画部



総務・人事

庶務関係、固定資産管理、関係機関・団体との連携、および労務管理など、職場内外での運営がスムーズに進み、職員が仕事に専念できるような環境づくりに努めております。

また、採用から人事異動、人材育成、福利厚生等職員と広範囲な関わりを持っております。

会計・経理/経営企画

健全・堅実な経営体制作りに向けた資産・負債総合管理、予算統制業務を行っております。また、中長期計画の立案、金融経済等に関する情報の収集・分析も行っております。

リスク管理部



リスクマネジメント全般にかかる統括部署として、貸出や有価証券の取引にかかるリスク情報の収集、与信限度額管理、リスクの計量化によるリスク量の把握を行っております。

資金運用部



当会がお預かりした貯金は、農業関連事業や商工業事業に対する融資を通じて地場産業の発展をお手伝いする一方、有価証券等の運用も行っております。その運用方法は、安全性および流動性の確保に主眼をおき、農林中金への預金を中心に国債や株式等への投資を行っているほか、先物、オプション等の金融派生商品への取り組みも行っております。

JAバンク統括部



研修・年金・相続支援

JA職員を対象とした通信教育や研修を実施し、組合員および地域のみなさまのお役に立つ金融の専門知識を備えた人材の育成支援に取り組んでおります。

企画・貸出支援

JA金融業務の一層の充実を図るため、金融商品の企画・開発や金融情報の提供を行っております。また、JAで取り扱う農業融資やJAバンクローン（住宅ローン、マイカーローン、教育ローン等）の推進支援に取り組んでおります。

担い手サポートセンター

JA・県域担い手サポートセンターをはじめ行政等関係機関と連携強化を図りながら、県域としての担い手支援を中心とした様々な施策展開を推進しております。

電算・JASTEM支援

JAバンク山梨における貯金・貸出・為替・口座振替業務およびインターネットバンキング等の信用事業オンラインシステムを、安全かつ確実に処理を行っており、同システムの県域機能である信用事業県センターシステムや窓口端末機、自動化機器（ATM）等のシステムおよび県内ネットワークシステムの運用・管理の安定稼働に取り組んでおります。

JA支援

JA金融業務全般にわたる相談対応や、JAの健全性等を確保するための経営および事務に関する指導を行っております。

食農法人営業部



貯金業務、為替業務、貸出業務、受託貸付業務を行っております。

商品のご案内

●主な貯金

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1 円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1 円以上
普通貯金無利息型（決済用）	・貯金保険制度において全額保護の対象となります。ただし、利息は付保されません。	期間の制限はありません。	1 円以上
通知貯金	・1 週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7 日以上	50,000 円以上
スーパー定期	・最長 5 年間までニーズにあった期間でお預け入れできる定期貯金です。	1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期貯金	・1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金	・市場金利に応じて 6 ヶ月ごとに金利が変更となる貯金です。	1 年・2 年・3 年	1 円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理ない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 5 年以内	1,000 円以上

●商品のご利用にあたって…貯金に関しましては、約款の内容をご確認いただき、詳しくは、窓口にご相談ください。

●主な貸出金

	資金の内容	ご利用いただける方	資金のお使いみち	ご融資の条件など
農業向け資金	農業近代化資金などの制度資金、アグリビジネスローン、アグリマイティー資金などの要項資金	個人、農業団体および農業関連企業	農業に関連した、設備、機械等の取得、運転資金、災害資金など	それぞれの取扱要領で定められた条件によります。
一般資金	設備資金、運転資金など	一般企業等	設備、機械等の取得、運転資金、賞与、決算等の季節資金	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定します。

●詳しくは、窓口にご相談ください。

その他サービス

全国どちらの金融機関へでもご送金・お振り込み、また、手形・小切手代金のお取り立て等が安全確実に行えます。
みなさまの給与振込、年金のお受取り、国・県・市町村民税の収納、電気料、水道料などの各種公共料金の口座振替、クレジットカードの代金決済など決済業務を為替事務センター・手形センター等を通じて幅広くお取り扱いしております。
また、幅広い資産運用ニーズにお応えするため各種国債の窓口販売を行っております。

●その他商品

項 目	内 容
JA キャッシュサービス	JA のキャッシュサービスをご利用いただくと、全国の JA ・信連・農林中金・コンビニ・ゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行の CD（現金自動支払機）ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会ができます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取にかけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
JA カード（クレジットカード）	「JA ならでは」の特典を備えた JA カードはお買い物、ご旅行、お食事などお客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、お金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。JA カード一体型（IC キャッシュカードとクレジット機能が 1 枚になった便利なカード）も取り扱っております。
デビットカード	 このマークのあるお店で、端末に JA のキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落としされます。
非対面サービス （JA ネットバンク・JA バンクアプリ・JA バンクアプリプラス）	窓口や ATM にいなくても、お手持ちのパソコン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが 24 時間いつでもお気軽にご利用いただけます。

●自動化機器の設置状況

JAバンクでは、全国のJAバンクATMはもちろん、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、三菱UFJ銀行、JFマリンバンク、郵便局に設置されているATMがご利用できます。

	店舗内	店舗外
JA 設置	33	44
信連設置	1	0

（令和 7 年 3 月末現在）

その他の手数料

(令和7年7月1日現在)

	項目		内容		手数料
振込関係	窓口	電信扱	当会	1件	770円
			県内系統	1件	
			県外系統	1件	
			他行	1件	
		文書扱	県内系統	1件	770円
			県外系統	1件	
			他行	1件	
			他行	1件	
	ATM JAバンクのキャッシュカード使用		当会	1件	110円
			県内系統	1件	440円
			県外系統	1件	
			他行	1件	660円
	個人インターネットバンキング		当会	1件	無料
			県内系統	1件	220円
			県外系統	1件	
			他行	1件	440円
	法人インターネットバンキング / JA データ伝送サービス (ADP 方式)	振込・総合振込	当会	1件	無料
			県内系統	1件	220円
			県外系統	1件	
			他行	1件	440円
		給与振込	当会	1件	無料
			県内系統	1件	
			県外系統	1件	
			他行	1件	
	定時自動送金		当会	1件	110円
			県内系統	1件	440円
			県外系統	1件	
			他行	1件	660円

項目		内容		手数料
関取係立	電子交換所取立手数料		1件	880円
	個別取立		1件	1,100円
組戻関係	振込組戻手数料		1件	880円
	振込訂正手数料		1件	880円
	不渡手形返却料		1件	1,100円
	取立手形組戻料		1件	1,100円
	取立手形店頭提示料等の特殊な手数料 ○取立等の実費が1,100円を超える場合は実費を徴収します。		1件	1,100円
各種証明書	残高証明書	定例発行	1通	550円
		都度発行	1通	770円
		監査法人からの依頼	1通	3,300円
	その他証明書		1通	1,100円
	取引履歴照会	端末照会	1件	550円
		センタ照会	1件	1,100円
暗証番号照会		1件	1,100円	
その他主な手数料	預貯金照会		回答用紙1枚につき	55円 (別途郵送費用)
	法人ネットバンク月額手数料	基本サービス（照会・振込サービス）	月額	1,100円
		基本サービス+データ伝送サービス	月額	2,200円
	口座確認手数料※2		確認口座1口座につき	55円
	ADP サービス月額手数料		月額	5,500円
	媒体持込手数料		1件	5,500円
	成年後見支援貯金口座開設手数料		1口座	5,500円
	口座振替手数料	帳票方式		220円
		電子媒体方式		110円
		振替サービス		55円
		法人インターネットバンキング/JA データ伝送サービス（ADP方式）		55円
	未利用口座管理手数料		長期間未利用の残高 10,000 円未満の口座の管理にかかる手数料	1,320円
	発行・再発行手数料	通帳・証書	新規発行	無料
			繰越※1	550円
			再発行	1,100円
		IC キャッシュカード	新規発行	無料
			再発行	1,100円
		一体型カード	新規発行	無料
			再発行	1,100円
		小切手帳（50枚）		1冊
	自己宛小切手		1枚	1,100円
	手形帳		1冊	11,000円
	DM・インボイス関連帳票再発行手数料		1件	550円
	通帳カナコメント手数料		1件	220円
	両替	当会口座あり※3 持込・受取枚数のいずれが多い方	1～100枚	無料
			101枚～	100枚毎 110円加算
			汚損紙幣・硬貨・記念硬貨※4	無料
			1～100枚	220円
		当会口座なし※3 持込・受取枚数のいずれが多い方	101枚～	100枚毎 330円加算
			汚損紙幣・硬貨・記念硬貨※4	無料
	硬貨整理手数料※5		1～500枚	無料
			501～1,000枚	330円
			1,001枚以上 1,000枚毎	330円加算
	金種指定支払手数料※6	1～500枚	無料	
		501～1,000枚	330円	
		1,001枚以上 1,000枚毎	330円加算	

(注) 上記金額には消費税が含まれております。
※1 個人のお客様で取引時70歳未満の方に限ります。
※2 媒体での口座確認の場合は媒体持込手数料を別途いただきます。県外系統・他行の口座確認はできません。
※3 ご本人さまの通帳またはキャッシュカードのご提示により当会口座の有無を確認させていただきます。複数口座をお持ちでもお一人様1日1回限りとなります。
※4 記念硬貨からの両替の場合は、両替枚数の計算対象となります。
※5 預金口座への入金や現金振込の硬貨が対象となります。1日に複数回分けてお手続きされる場合は、硬貨枚数を合算した手数料が必要となります。
硬貨の算定に対する手数料となりますので、算定後にお手続きを取り止める場合も手数料が必要になります。
※6 金種指定支払のお取り扱い枚数は「払戻枚数から1万円札の枚数を除いた枚数」となります。

●でんさいサービス手数料 (令和7年4月1日現在)

		当 JA 同一店内	当 JA 他店	他 JA	他 行
発生記録	債務者請求	330 円	330 円	330 円	330 円
	債権者請求	330 円	330 円	330 円	440 円
譲渡記録		165 円	165 円	165 円	220 円
分割 (譲渡) 記録		330 円	330 円	330 円	440 円
変更記録				165 円	
保証記録				165 円	
支払等記録				165 円	

(注) 1. 上記金額には消費税が含まれております。
2. でんさいサービスは、法人ネットバンクを利用した場合です。本サービスの利用には、法人ネットバンキングの契約が必要です。
3. でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で利用する場合は、窓口代行手数料として一律 1,100 円(税込)となります。

組織等について

役員

(令和7年7月現在)

●経営管理委員会

経営管理委員会会長	小池 一夫
経営管理委員	西島 隆
経営管理委員	藤波 聡
経営管理委員	萩原 爲仁
経営管理委員	中澤 豊一
経営管理委員	水川 秋人

●理事会

代表理事理事長	矢野 正仁
代表理事常務	鈴木 紳司
常務理事	井上 一

●監事会

代表監事	早川 芳文
員外監事	石川 恵
常勤監事	小沢 哲也

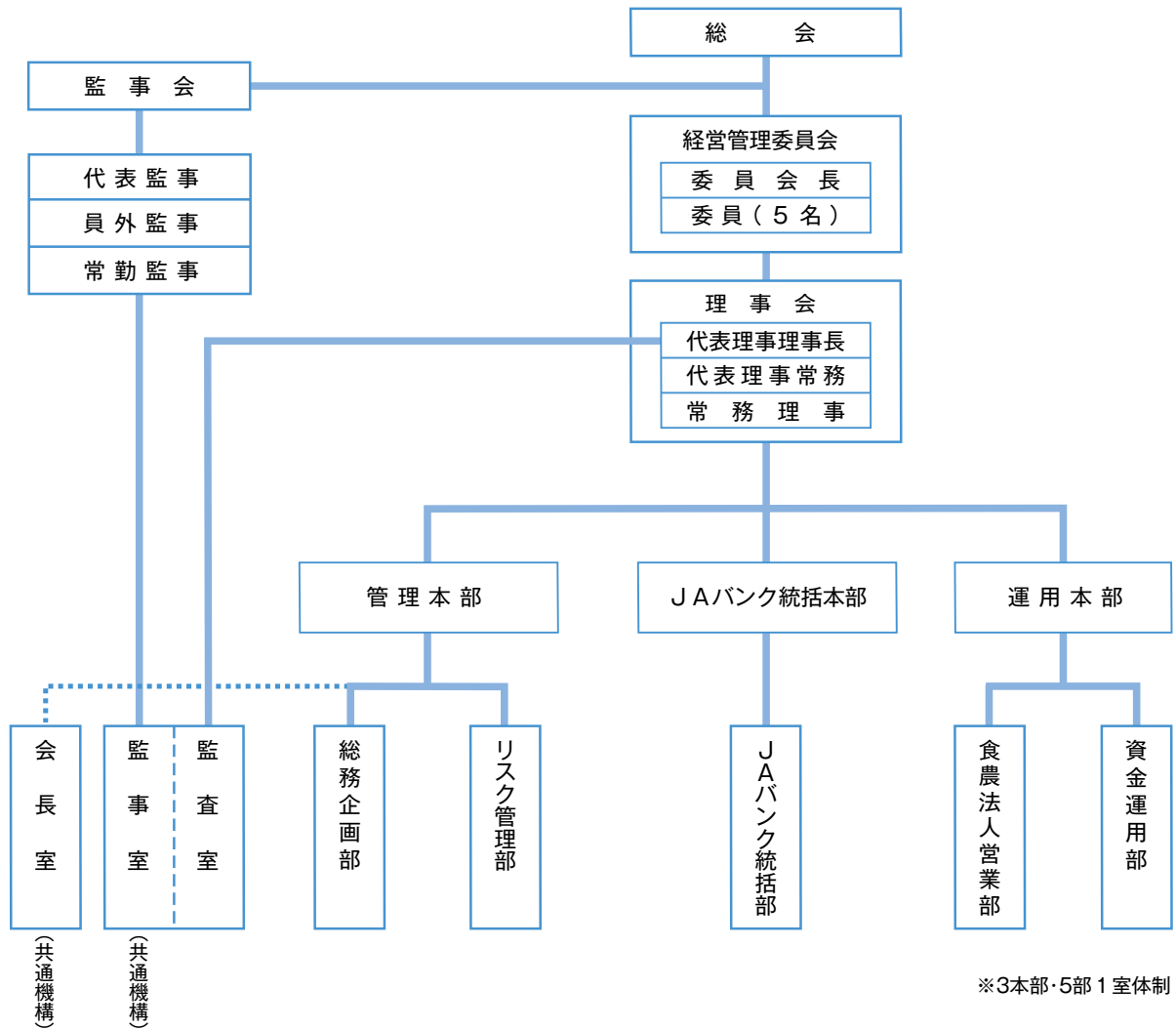
会員数・職員数

会 員 数		
区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
正 会 員	12	12
准 会 員	16	16
合 計	28	28

職 員 数(単位:人)		
区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
参 事	0	0
職 員	76	70
合 計	76	70

機構図

(令和7年7月現在)



特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

店舗のご案内

店舗／本所 郵便番号 400-8530 甲府市飯田一丁目1番20号 TEL (055) 223-3514

沿革・歩み

大正 6 年	山梨県信用組合聯合会設立
昭和 18 年	山梨県農業会に改組
昭和 23 年	山梨県信用農業協同組合連合会設立 大月出張所開設
昭和 24 年	長坂出張所開設
昭和 39 年	全国農協貯金者保護制度発足
昭和 47 年	県下 JA 貯金 1,000 億円達成
昭和 49 年	県センターで農協オフライン処理受託開始
昭和 53 年	新農協会館で業務開始 県下 JA 貯金 2,000 億円達成
昭和 54 年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和 58 年	長坂出張所閉所
昭和 59 年	第一次信用事業オンライン稼働
昭和 60 年	全国農協貯金ネットサービス開始
昭和 62 年	国債窓販代理業務で取り扱い開始
昭和 63 年	大月出張所閉所 県下 JA 貯金 3,000 億円達成
平成 元 年	第二次信用事業オンライン稼働
平成 2 年	山梨中央銀行との CD オンライン提携
平成 3 年	都銀・地銀との CD オンライン提携 農協法第 10 条第 9 項に基づく特例信連の指定 第二地銀・信金・信組・労金との CD オンライン提携 外貨両替業務取り扱い開始
平成 4 年	県下 JA 貯金 4,000 億円達成
平成 6 年	国債窓販取り扱い開始
平成 8 年	新信用システム稼働
平成 9 年	後配出資制度導入
平成 10 年	常勤監事制度導入 JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入
平成 12 年	JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入 郵便貯との CD オンライン提携 デビットカード業務開始
平成 13 年	経営管理委員会制度導入 JA ネットバンク取り扱い開始 JA バンク基本方針に伴う「JA バンク山梨県本部」設置
平成 14 年	セキュリティポリシーの制定
平成 15 年	県下 JA 貯金 6,000 億円達成
平成 16 年	JASTEM システム稼働
平成 17 年	ローンセンター稼働 セブン銀行との ATM 提携
平成 18 年	IC キャッシュカード導入
平成 20 年	JA バンク ATM 顧客手数料の全国一律無料化
平成 22 年	中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン」スタート
平成 23 年	第 1 回 JA バンク山梨推進大会開催
平成 25 年	中期経営計画「次代へつなぐ JA バンク山梨」スタート
平成 26 年	緊急雪害対策資金創設 平成 26 年度 JA バンク優績県域表彰(貯金)受賞
平成 27 年	平成 27 年度 JA バンク優績県域表彰(農業融資)受賞
平成 28 年	中期経営計画「JA バンク山梨、改革への挑戦」スタート
平成 29 年	県下 JA 貯金 7,000 億円達成 平成 29 年度 JA バンク優績県域表彰(農業融資)受賞
平成 30 年	オンラインキャッシャ県下全 JA へ設置
令和 元 年	中期経営計画「JA バンク山梨、改革の実践」スタート
令和 3 年	県下 JA 貯金 8,000 億円達成
令和 4 年	中期経営計画「持続可能な農業・地域への貢献に向けた改革実践の進化」スタート
令和 7 年	中期経営計画(令和 7 ～ 9 年度)スタート

経営資料編

I 決算の状況	
●貸借対照表	42
●損益計算書	43
●キャッシュ・フロー計算書	44
●剰余金処分計算書	45
●注記表	46
●財務諸表の適正性等にかかる確認	57
●会計監査人の監査	57
II 損益の状況	
●最近の 5 事業年度の主要な経営指標	58
●利益総括表	58
●資金運用収支の内訳	59
●受取・支払利息の増減額	59
III 事業の概況	
●貯金に関する指標	60
●貸出金等に関する指標	60
●受託業務・為替業務等に関する指標	62
●リスク管理債権	63
●元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	63
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	64
●貸出金償却の額	64
●有価証券に関する指標	64
●有価証券の時価情報等	65
IV 経営諸指標	
●利益率	68
●貯貸率・貯証率	68
V 自己資本の充実の状況	
●自己資本の状況	69
●信用リスクに関する事項	75
●信用リスク削減手法に関する事項	81
●派生商品取引のリスクに関する事項	82
●証券化エクスポージャーに関する事項	84
●C V A リスクに関する事項	84
●マーケット・リスクに関する事項	84
●オペレーショナル・リスクに関する事項	85
●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	85
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	86
●金利リスクに関する事項	86
VI 役員等の報酬体系	87

I 決算の状況

貸借対照表

(単位：百万円)					
科 目	令和5年度 令和6年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日	科 目	令和5年度 令和6年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	309	215	貯金	567,004	522,192
預け金	334,158	294,285	当座貯金	3,678	7,876
系統普通預け金	29,635	13,306	普通貯金	3,680	4,050
系統別段預け金	4	848	通知貯金	—	1,400
系統定期預け金	303,300	276,300	別段貯金	1,022	1,075
系統外預け金	1,218	830	定期貯金	558,571	507,739
買入金銭債権	3,507	8,713	定期積金	50	50
金銭の信託	13,040	13,314	借入金	4,900	9,900
有価証券	99,436	94,097	証書借入金	4,900	9,900
国債	36,126	33,458	代理業務勘定	0	1
地方債	10,521	9,571	日本公庫受託金	0	0
社債	12,634	11,692	住宅機構受託金	0	0
外国証券	18,500	18,500	その他負債	816	837
受益証券	21,653	20,874	給付補填備金	0	0
貸出金	118,954	112,298	未払法人税等	3	3
手形貸付	173	168	貯金利子諸税その他	25	21
証書貸付	72,329	68,252	金融商品等受入担保金	77	88
当座貸越	5,718	3,642	仮受金	82	71
金融機関貸付	40,733	40,235	リース債務	227	99
その他資産	1,006	1,037	未払費用	389	504
従業員貸付金	31	37	前受収益	9	10
差入保証金	9	8	約定取引未決済借	—	34
金融派生商品資産	72	105	未決済為替借	2	2
仮払金	6	26	諸引当金	1,549	1,568
その他の資産	360	206	相互援助積立金	950	974
未収収益	520	648	賞与引当金	22	31
未決済為替貸	5	6	退職給付引当金	562	544
有形固定資産	371	352	役員退職慰労引当金	3	17
建物	114	103	債務保証	1,124	1,118
構築物	0	0	[負債の部合計]	575,394	535,617
器具備品	21	27	(純資産の部)		
土地	192	192	出資金	23,224	24,224
リース資産	43	29	(うち後配出資金)	(18,188)	(19,188)
無形固定資産	199	85	利益剰余金	8,403	8,272
ソフトウェア	37	25	利益準備金	5,465	5,528
無形リース資産	160	59	その他利益剰余金	2,938	2,744
その他の無形固定資産	1	1	特例特別積立金	450	—
外部出資	27,610	30,877	特別積立金	1,895	2,395
系統出資	27,096	30,363	経営基盤安定化積立金	—	60
系統外出資	514	514	当期末処分剰余金	592	288
繰延税金資産	73	128	(うち当期剰余金)	(312)	(△ 130)
債務保証見返	1,124	1,118	会員資本合計	31,627	32,496
貸倒引当金	△ 284	△ 242	その他有価証券評価差額金	△ 7,567	△ 11,906
			繰延ヘッジ損益	52	75
			評価・換算差額等合計	△ 7,514	△ 11,830
			[純資産の部合計]	24,112	20,666
資産の部合計	599,507	556,284	負債及び純資産の部合計	599,507	556,284

損益計算書

(単位：百万円)		
科 目	令和5年度 自 令和5年4月 1日 至 令和6年3月31日	令和6年度 自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日
経常収益	5,079	4,755
事業収益	4,428	4,303
貸出金利息	987	882
預け金利息	6	123
有価証券利息配当金	941	930
金利スワップ受入利息	0	7
その他受入利息	1,670	1,905
(うち受取奨励金)	(1,618)	(1,861)
(うち受取特別配当金)	(29)	(—)
受入為替手数料	6	6
その他の受入手数料	416	440
受取助成金	5	5
金融派生商品収益	15	—
その他の事業収益	377	0
その他経常収益	650	452
株式等売却益	324	112
金銭の信託運用益	302	279
その他の経常収益	24	19
償却債権取立益	—	0
貸倒引当金戻入益	—	41
経常費用	4,766	4,945
事業費用	3,031	3,587
貯金利息	23	213
借入金利息	—	3
債券貸借取引支払利息	2	2
その他支払利息	2,714	2,457
(うち支払奨励金)	(2,712)	(2,456)
支払為替手数料	1	1
その他の支払手数料	286	248
その他の役務取引等費用	1	1
支払助成金	1	1
国債等債券償却	—	646
経費	1,355	1,303
人件費	616	588
物件費	699	684
税金	39	30
その他経常費用	379	55
貸倒引当金繰入額	161	—
相互援助積立金繰入額	23	23
株式等売却損	193	28
その他の経常費用	0	3
経常利益 (△は経常損失)	312	△ 190
特別利益	0	0
その他の特別利益	0	0
特別損失	—	0
固定資産処分損	—	0
税引前当期利益 (△は税引前当期損失)	313	△ 191
法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等調整額	△ 2	△ 64
法人税等合計	0	△ 61
当期剰余金 (△は当期損失金)	312	△ 130
当期首繰越剰余金	280	419
当期末処分剰余金	592	288

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 5 年度 自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年度 自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（△は税引前当期損失）	313	△ 191
減価償却費	140	150
貸倒引当金の増減額（△は減少）	161	△ 41
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 12	△ 17
その他の引当金・積立金の増減額	19	36
資金運用収益	△ 3,606	△ 3,849
資金調達費用	2,741	2,678
有価証券関係損益（△は益）	△ 136	574
金銭の信託運用損益（△は運用益）	△ 302	△ 279
固定資産処分損益（△は益）	－	0
貸出金の純増（△）減	△ 8,325	6,656
預け金の純増（△）減	－	26,156
貯金の純増減（△）	△ 19,724	△ 44,811
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	3,000	5,000
コールローン等の純増（△）減額	△ 404	△ 5,206
その他	△ 23	7
資金運用による収入	3,785	4,001
資金調達による支出	△ 2,771	△ 2,572
小 計	△ 25,145	△ 11,706
法人税等の支払額	△ 3	△ 3
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,149	△ 11,710
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 509,008	△ 126,115
有価証券の売却による収入	447,054	53,918
有価証券の償還による収入	69,405	72,955
金銭の信託の増加による支出	△ 1,938	△ 572
金銭の信託の減少による収入	10,000	－
固定資産の取得による支出	△ 115	△ 19
外部出資の増加による支出	0	△ 3,267
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,397	△ 3,101
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	－	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	1,000
4 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	△ 9,751	△ 13,811
5 現金及び現金同等物の期首残高	40,714	30,963
6 現金及び現金同等物の期末残高	30,963	17,152

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
当期末処分剰余金	592	288
剰余金処分額	173	－
利益準備金	63	－
任意積立金	110	－
（経営基盤安定化積立金）	(60)	－
（特別積立金）	(50)	－
次期繰越剰余金	419	288

1. 経営基盤安定化積立金の積立目的・積立目標額・積立基準・取崩基準は次のとおり。
- (1) 積立目的
県内 J A バンクシステムと当会の経営基盤の維持強化に資するため、予測しがたい事象の発生に備えて積み立てるもの。
 - (2) 積立目標額
経営基盤安定化積立金の創設時の特別積立金の残高に達するまでの額。
 - (3) 積立基準
当期剰余金の20%以内を毎事業年度の剰余金処分により積み立てる。
 - (4) 取崩基準
この積立金は次に定める事象が発生した際に総会の決議により取崩することができる。
①当会の経営に著しい影響を及ぼす資金運用にかかる費用の発生や会計処理の変更にかかる費用の発生
②積立目的に照らして必要となる費用の発生

注記表

【令和5年度】(自 令和5年4月1日 ～ 至 令和6年3月31日)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券…… 定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券…… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| その他 | 4年～20年 |
- (6) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、0としています。
- (8) 引当金の計上方法

- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- ② 賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 相互援助積立金
- 相互援助積立金は、「山梨県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として必要と認められる額を計上しています。
- (9) 収益の計上方法
- 当会は電算センターを運営しており、サービスの提供についてはシステムの引渡時点において顧客が当該システムに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることからサービスの提供時点で収益を認識し、収益を計上しています。
- (10) ヘッジ会計の方法
- デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- 金利リスク・ヘッジ
- 金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
- (11) 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計上の見積りに関する事項

- 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- | | |
|--------|-------|
| 繰延税金資産 | 93百万円 |
|--------|-------|

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産の計上は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。翌年度以降の課税所得は、事業計画を基礎として、本会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び本会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 貸倒引当金
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- | | |
|-------|--------|
| 貸倒引当金 | 284百万円 |
|-------|--------|
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
- 貸倒引当金の算出方法は、「1.重要な会計方針に関する事項(8)引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
- b 主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (3) 金融商品の時価
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- | |
|--|
| 「4.金融商品に関する事項(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。 |
|--|
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
- 金融商品の時価の算出方法は、「4.金融商品に関する事項(2)金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
- b 主要な仮定
- 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、880百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|
| | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
| オペレーティング・リース | 37百万円 | 33百万円 | 71百万円 |
- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | | |
|-------------|-----|--------|
| 担保に供している資産 | 預け金 | 100百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 貯 金 | 127百万円 |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金44,000百万円、有価証券1,017百万円、当座借越担保として預け金100百万円を差し入れています。
- なお、その他の資産には、保証金9百万円が含まれています。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

- | | |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | ―百万円 |
| 危険債権額 | 303百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | ―百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 8百万円 |
| 合計額 | 311百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は3,703百万円です。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金5,933百万円が含まれています。

4. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外金銭信託により運用しており、その構成資産は、国債、株式及び米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、日銀成長基盤強化支援資金です。

デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である有価証券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、食農法人営業部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務企画部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.0%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、10,470百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	334,158	333,986	△ 172
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	3,507	—	—
貸倒引当金	△ 1	—	—
貸倒引当金控除後	3,505	3,521	16
金銭の信託			
その他の金銭の信託	13,040	13,040	—
有価証券			
満期保有目的の債券	28,237	24,777	△ 3,459
その他有価証券	71,199	71,199	—
貸出金	118,954	—	—
貸倒引当金	△ 282	—	—
貸倒引当金控除後	118,671	119,587	917
資産計	568,813	566,115	△ 2,697
貯金	567,004	566,789	△ 214
借入金	4,900	4,839	△ 60
負債計	571,904	571,629	△ 275
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	72	72	—
デリバティブ取引計	72	72	—

(注) 1. 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

有価証券に該当しない固定金利で、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

主に国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。
相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。
一部の有価証券にかかる金利変動リスク及を回避するために、金利スワップ及等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日) を適用しています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
非上場株式	27,610百万円
合計	27,610百万円

(注) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	334,158	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
有価証券に該当しないもの	1,500	1,500	500	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	28,500
その他有価証券のうち満期があるもの	379	411	1,806	2,479	450	62,788
貸出金	19,302	16,581	9,219	9,562	8,828	55,444
合 計	355,340	18,492	11,525	12,042	9,278	146,733

(注) 貸出金のうち、三月以上延滞債権等16百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	556,193	10,802	7	—	0	—
借入金	—	—	1,300	3,600	—	—
合 計	556,193	10,802	1,307	3,600	0	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9,737	8,658	△ 1,078
	外国証券	18,500	16,119	△ 2,380
合 計		28,237	24,777	△ 3,459

② その他有価証券
その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	地方債	202	200	2
	受益証券	1,234	999	235
	小 計	1,437	1,199	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	国債	26,389	28,134	△ 1,745
	地方債	10,319	11,248	△ 929
	社債	12,634	13,212	△ 577
	受益証券	20,418	24,360	△ 3,941
	小 計	69,762	76,955	△ 7,192
合 計		71,199	78,154	△ 6,955

(注) 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。 (単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
受益証券	15,926	324	193
合 計	15,926	324	193

6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

その他の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	13,040	13,652	△ 611	41	△ 653

(注) 1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	574 百万円
退職給付費用	51 百万円
退職給付の支払額	△64 百万円
期末における退職給付引当金	562 百万円

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	562 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	562 百万円
退職給付引当金	562 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	562 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	51 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は7百万円です。

また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は58百万円です。

8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 (単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	461
貸倒引当金超過額	58
賞与引当金超過額	7
退職給付引当金超過額	155
その他有価証券評価差額金	2,093
相互援助積立金超過額	262
未払奨励金否認額	97
減価償却超過額	43
その他	22
繰延税金資産小計	3,202
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△461
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,647
評価性引当額小計	△3,109
繰延税金資産合計 (A)	93
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△19
繰延税金負債合計 (B)	△19
繰延税金資産の純額(A)+(B)	73

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.66%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△16.81%
住民税均等割	1.22%
評価性引当額の増減	7.42%
繰越欠損金の充当	△19.94%
その他	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.30%

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金及び普通預け金です。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—

	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	461	461
評価性引当額	—	△ 461	△ 461
繰延税金資産	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

【令和6年度】(自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券 … 定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券 … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| その他 | 5年～20年 |
- (6) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、0としています。
- (8) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- ② 賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 相互援助積立金
- 相互援助積立金は、「山梨県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として必要と認められる額を計上しています。
- (9) 収益の計上方法
- 当会は電算センターを運営しており、サービスの提供についてはシステムの引渡時点において顧客が当該システムに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることからサービスの提供時点で収益を認識し、収益を計上しています。
- (10) ヘッジ会計の方法
- デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- 金利リスク・ヘッジ
- 金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
- (11) 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計上の見積りに関する事項

- 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- 繰延税金資産 128百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産の計上は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。翌年度以降の課税所得は、事業計画を基礎として、本会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び本会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります
- (2) 貸倒引当金
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- 貸倒引当金 242百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
- 貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項(8)引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
- b 主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通

- し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (3) 金融商品の時価
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- 「4. 金融商品に関する事項(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
- 金融商品の時価の算出方法は、「4. 金融商品に関する事項(2)金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
- b 主要な仮定
- 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、909百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | | | |
|--------------|-------|------|-------|
| | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
| オペレーティング・リース | 33百万円 | ―百万円 | 33百万円 |
- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | | |
|-------------|-----|--------|
| 担保に供している資産 | 預け金 | 100百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 貯 金 | 121百万円 |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金44,000百万円、有価証券977百万円、当座借越担保として預け金100百万円を差し入れています。
- なお、その他の資産には、保証金8百万円が含まれています。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。
- | | |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3百万円 |
| 危険債権額 | 296百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | ―百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 5百万円 |
| 合計額 | 305百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は4,033百万円です。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金1,844百万円が含まれています。

4. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
- JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
- 金銭の信託は指定金外金銭信託により運用しており、その構成資産は、国債、株式及び米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
- 借入金は、日銀成長基盤強化支援資金です。
- デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である有価証券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、食農法人営業部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務企画部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.0%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、9,355百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	294,285	293,712	△ 573
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	8,713	—	—
貸倒引当金	△ 0	—	—
貸倒引当金控除後	8,713	8,729	16
金銭の信託			
その他の金銭の信託	13,314	13,314	—
有価証券			
満期保有目的の債券	28,252	22,748	△ 5,503
その他有価証券	65,845	65,845	—
貸出金	112,298	—	—
貸倒引当金	△ 242	—	—
貸倒引当金控除後	112,055	111,224	△ 831
資産計	522,466	515,575	△ 6,891
貯金	522,192	521,370	△ 822
借入金	9,900	9,799	△ 100
負債計	532,092	531,170	△ 922
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	105	105	—
デリバティブ取引計	105	105	—

- (注) 1. 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS

という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

有価証券に該当しない固定金利で、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

主に国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

一部の有価証券にかかる金利変動リスク及を回避するために、金利スワップ及等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
非上場株式	30,877百万円
合計	30,877百万円
(注) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。	
④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	294,285	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
有価証券に該当しないもの	2,000	3,750	2,000	1,000	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	28,500
その他有価証券のうち満期があるもの	447	1,731	2,469	450	1,650	60,531
貸出金	21,435	10,190	11,306	9,633	15,963	44,074
合 計	318,167	15,671	15,775	11,083	17,613	133,106

(注) 貸出金のうち、三月以上延滞債権等14百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	517,927	4,283	—	0	0	—
借入金	5,000	1,300	3,600	—	—	—
合 計	522,927	5,583	3,600	0	0	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9,752	7,812	△ 1,939
	外国証券	18,500	14,936	△ 3,563
合計		28,252	22,748	△ 5,503

- ② その他有価証券
その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	受益証券	2,700	2,625	75
	小 計	2,700	2,625	75
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	23,706	28,111	△ 4,405
	地方債	9,571	11,198	△ 1,627
	社債	11,692	12,801	△ 1,109
	受益証券	18,174	22,104	△ 3,929
	小 計	63,145	74,216	△ 11,071
合 計		65,845	76,841	△ 10,996

- (注) 1. 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。
当年度における減損処理額は、646 百万円（うち、受益証券 646 百万円）です。
なお、減損処理にあたっては、「有価証券減損処理基準」に基づき、受益証券について時価（終値）が前期末及び当期末において30%以上下落した銘柄について減損処理を行っています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。（単位：百万円）

	売却額	売却益	売却損
受益証券	918	112	28
合 計	918	112	28

6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。
その他の金銭の信託（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	13,314	14,225	△ 910	98	△ 1,008

- (注) 1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
- ① 採用している退職給付制度の概要
当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。
当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。
- ② 確定給付制度
- a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|---------------|---------|
| 期首における退職給付引当金 | 562 百万円 |
| 退職給付費用 | 36 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △54 百万円 |
| 期末における退職給付引当金 | 544 百万円 |
- b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|---------------------|---------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 544 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 544 百万円 |
| 退職給付引当金 | 544 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 544 百万円 |
- c 退職給付に関連する損益
- | | |
|----------------|--------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 36 百万円 |
|----------------|--------|
- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は6百万円です。
また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は50百万円です。

8. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等（単位：百万円）

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	357
貸倒引当金超過額	60
賞与引当金超過額	10
退職給付引当金超過額	154
その他有価証券評価差額金	3,377
有価証券減損否認額	183
相互援助積立金超過額	276
未払奨励金否認額	92
減価償却超過額	39
その他	25
繰延税金資産小計	4,576
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△310
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,108
評価性引当額小計	△4,418
繰延税金資産合計（A）	157
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△29
繰延税金負債合計（B）	△29
繰延税金資産の純額(A)+(B)	128

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—

	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	357	357
評価性引当額	—	△ 357	△ 357
繰延税金資産	—	—	—

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
当年度は、税引前当期損失であるため、注記を省略しています。
- (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
防衛特別法人税が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.66%から28.37%に変更されました。これにより財務諸表に与える影響はありません。

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金及び普通預け金です。

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月27日
山梨県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 矢野 正仁

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和5年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
経常収益	8,000	5,872	5,507	5,079	4,755
経常利益 (△は経常損失)	△ 1,952	134	387	101	△ 190
当期剰余金 (△は当期損失金)	△ 1,993	50	365	312	△ 130
出資金 (出資口数)	23,224 (2,322,455 口)	23,224 (2,322,455 口)	23,224 (2,322,455 口)	23,224 (2,322,455 口)	24,224 (2,422,455 口)
純資産額	30,087	28,336	26,197	24,112	20,666
総資産額	637,758	649,887	620,130	599,507	556,284
貯金等残高	590,558	597,746	586,729	567,004	522,192
預け金残高	450,766	416,479	343,956	334,158	294,285
有価証券残高	57,747	87,090	110,818	99,436	94,097
貸出金残高	74,290	82,124	110,629	118,954	112,298
剰余金配当金額	—	—	—	—	—
普通出資配当額	—	—	—	—	—
後配出資配当額	—	—	—	—	—
事業分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	89 人	86 人	80 人	74 人	71 人
単体自己資本比率	12.18%	12.54%	12.34%	13.14%	14.15%

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示 第 2 号)に基づき算出しています。

●利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
資金運用収支	865	1,170	305
役務取引等収支	134	196	62
その他事業収支	397	△ 651	△ 1,049
事業粗利益	1,483	781	△ 702
(事業粗利益率)	(0.24)	(0.14)	(△ 0.10)

(注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

事業純益

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
事業純益	101	△ 521	△ 622
実質事業純益	128	△ 521	△ 694
コア事業純益	128	124	△ 3
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	163	124	△ 39

(注) 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和 5 年度			令和 6 年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	626,733	3,716	0.58	573,466	3,849	0.59
うち預け金	361,456	1,625	0.47	320,559	1,985	0.46
うち有価証券	119,245	941	0.80	116,797	930	0.79
うち貸出金	113,372	988	0.78	114,539	882	0.87
資 金 調 達 勘 定	601,361	2,644	0.44	555,538	2,612	0.47
うち貯金・定積	585,968	2,736	0.45	544,265	2,670	0.49
うち借入金	1,539	—	—	8,571	3	0.03
総 資 金 利 ざ や	—		△ 0.08	—		△ 0.03

(注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他(貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度増減額	令和 6 年度増減額
受取利息	93	242
うち貸出金	200	△ 104
うち預け金	△ 163	330
うち有価証券	53	△ 11
うちその他の受入利息	3	28
支払利息	△ 16	△ 62
うち貯金・定積	△ 16	△ 66
うち借入金	—	3
うちその他の支払利息	0	0
差 引	110	305

(注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ 事業の概況

●貯金に関する指標

科目別貯金平均残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	10,889	1.8	13,851	2.4	2,962
定期性貯金	585,968	98.1	544,265	97.4	△ 41,703
その他の貯金	207	0.0	243	0.0	36
合 計	597,065	100.0	558,361	100.0	△ 38,704

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	558,622	100.0	507,789	100.0	△ 50,832
うち固定金利定期	558,622	100.0	507,789	100.0	△ 50,832
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

●貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高 (単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
手形貸付	37	39	1
証書貸付	67,535	69,819	2,284
当座貸越	5,172	4,160	△ 1,011
金融機関貸付	40,627	40,520	△ 107
割引手形	—	—	—
合 計	113,372	114,539	1,167

貸出金の金利条件別内訳残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	97,519	81.9	92,690	82.5	△ 4,828
変動金利貸出	21,434	18.0	19,607	17.4	△ 1,827
合 計	118,954	100.0	112,298	100.0	△ 6,656

貸出金の担保別内訳残高 (単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯金・定期積金等	1,100	1,069	△ 30
有価証券	200	200	0
不動産	348	414	65
その他担保物	2,768	973	△ 1,794
小 計	4,416	2,657	△ 1,758
農業信用基金協会保証	224	216	△ 7
その他保証	2,415	2,401	△ 14
小 計	2,639	2,618	△ 21
信用	111,897	107,022	△ 4,875
合 計	118,954	112,298	△ 6,656

債務保証の担保別内訳残高 (単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	264	440	176
その他担保物	—	—	—
小 計	264	440	176
信用	859	677	△ 182
合 計	1,124	1,118	—

貸出金の使途別内訳残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	4,076	3.6	4,482	3.9	404
運転資金	106,548	96.3	114,469	101.9	7,919
合 計	118,954	100.0	112,298	100.0	△ 6,656

貸出金の業種別残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	4,381	3.6	4,861	4.3	480
林業	37	0.0	32	0.02	△ 4
水産業	—	—	—	—	—
製造業	6,683	5.6	5,885	5.2	△ 798
鉱業	87	0.0	69	0.06	△ 18
建設業	153	0.1	163	0.1	9
電気・ガス・熱供給・水道業	16	0.0	12	0.0	△ 4
運輸・通信業	4,149	3.4	4,844	4.3	695
卸売・小売・飲食業	5,939	4.9	5,637	5.0	△ 301
金融・保険業	56,732	47.6	55,235	49.2	△ 1,497
不動産業	9,352	7.8	7,517	6.7	△ 1,834
サービス業	12,113	10.1	11,400	10.2	△ 712
地方公共団体	18,802	15.8	16,173	14.4	△ 2,629
その他	504	0.4	463	0.4	△ 40
合 計	118,954	100.0	112,298	100.0	△ 6,656

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
農 業	3,506	2,827	△ 679
穀作	60	47	△ 12
野菜・園芸	798	932	134
果樹・樹園農業	328	268	△ 60
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	87	78	△ 8
養鶏・養卵	10	8	△ 1
養蚕	－	－	－
その他農業	2,221	1,490	△ 731
農業関連団体等	874	2,034	1,159
合 計	4,381	4,861	480

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
プロパー資金	4,050	4,250	200
農業制度資金	331	611	280
農業近代化資金	331	611	280
その他制度資金	－	－	－
合 計	4,381	4,861	480

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

●受託業務・為替業務等に関する指標

受託貸付金

(単位：百万円)

受 託 先	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
株式会社日本政策金融公庫	7,348	7,304	△ 44
独立行政法人住宅金融支援機構	1,250	1,072	△ 178
独立行政法人福祉医療機構	19	18	△ 1
合 計	8,619	8,395	△ 224

●リスク管理債権

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況（法廷・リレバン）

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和6年度	3	－	－	3	3
危 険 債 権	令和5年度	303	40	53	210	303
	令和6年度	296	38	47	210	296
要 管 理 債 権	令和5年度	8	－	－	－	－
	令和6年度	5	－	－	5	5
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	－	－	－	－
		令和6年度	－	－	－	－
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	8	－	－	－
		令和6年度	5	－	5	5
小 計	令和5年度	311	40	53	210	303
	令和6年度	305	38	47	219	305
正 常 債 権	令和5年度	119,927	2,872	436	－	3,309
	令和6年度	113,253	1,235	750	－	1,985
合 計	令和5年度	120,239	2,912	489	210	3,612
	令和6年度	113,558	1,273	797	219	2,290

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度				令和 6 年度					
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	46	73	－	46	73	73	29	－	73	29
個別貸倒引当金	76	210	－	76	210	210	213	－	210	213
合 計	123	284	－	123	284	284	242	－	284	242

●貸出金償却の額

該当する取引はありません。

●有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
国債	36,173	37,859	1,686
地方債	11,518	11,341	△ 177
短期社債	10,512	11,260	747
社債	13,410	12,993	△ 417
株式	－	－	－
外国証券	18,500	18,500	－
受益証券	29,130	24,842	△ 4,287
合 計	119,245	116,797	△ 2,447

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 6 年度								
国債	－	－	－	－	－	37,700	－	37,700
地方債	416	900	1,100	1,300	1,850	5,635	－	11,202
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	30	1,100	1,000	4,000	－	6,648	－	12,779
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	5,000	－	13,500	－	18,500
その他の証券	－	2,200	－	－	11,391	2,005	5,277	20,874
令和 5 年度								
国債	－	－	－	－	－	37,700	－	37,700
地方債	344	861	900	1,300	1,950	6,096	－	11,452
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	34	400	700	2,600	2,400	7,049	－	13,184
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－	－	18,500	－	18,500
その他の証券	－	－	－	－	－	－	21,653	21,653

●有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照 表計上額	時 価	差 額	貸借対照 表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	－	－	－	－	－	－
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	外 国 証 券	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	9,737	8,658	△ 1,078	9,752	7,812	1,939
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	外 国 証 券	18,500	16,119	△ 2,380	18,500	14,936	△ 3,563
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	28,237	24,777	△ 3,459	28,252	22,748	△ 5,503
合 計		28,237	24,777	△ 3,459	28,252	22,748	△ 5,503

3. 其他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	202	200	2	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	202	200	2	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,234	999	235	2,700	2,625	75
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	1,234	999	235	2,700	2,625	75
小 計		1,437	1,199	237	2,700	2,625	75
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	49,342	52,594	△ 3,251	44,970	52,112	△ 7,141
	国 債	26,389	28,134	△ 1,745	23,706	28,111	△ 4,405
	地 方 債	10,319	11,248	△ 929	9,571	11,198	△ 1,627
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	12,634	13,212	△ 577	11,692	12,801	△ 1,109
	そ の 他	20,418	24,360	△ 3,941	18,174	22,104	△ 3,929
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	20,418	24,360	△ 3,941	18,174	22,104	△ 3,929
小 計		69,762	76,955	△ 7,192	63,145	74,216	△ 11,071
合 計		71,199	78,154	△ 6,955	65,845	76,841	△ 10,996

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	13,040	13,652	△ 611	41	△ 653	13,314	14,225	△ 910	98	△ 1,008

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引等 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

1. 金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和5年度			令和6年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
店頭	金利スワップ	受取変動 支払固定	3,000	3,065	65	3,000	3,107	107

2. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

内国為替

(単位：百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	37,320 件	22,065 件	41,217 件	22,125 件
	金 額	240,093	339,600	182,195	238,666
代金取立為替	件 数	— 件	— 件	1 件	— 件
	金 額	—	—	10	—
雑為替	件 数	1,626 件	2,469 件	1,389 件	2,122 件
	金 額	1,267	1,251	1,218	2,117
合 計	件 数	38,946 件	24,534 件	42,607 件	24,247 件
	金 額	241,361	340,852	183,424	240,784

国債等の売買の媒介等業務実績

該当する取引はありません。

国債等の窓口販売業務実績

該当する取引はありません。

Ⅳ 経営諸指標

●利益率

(単位：％)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
総資産経常利益率	0.04	△ 0.03	△ 0.07
純資産経常利益率	0.99	△ 0.60	△ 1.59
総資産当期純利益率	0.04	△ 0.02	△ 0.06
純資産当期純利益率	0.98	△ 0.41	△ 1.39

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯貸率	期末	20.97	21.50	0.53
	期中平均	18.98	20.51	1.53
貯証率	期末	17.53	18.01	0.48
	期中平均	19.97	20.91	0.94

(注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

Ⅴ 自己資本の充実の状況

●自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、2025 年 3 月末における自己資本比率は、14.15%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、非累積的永久優先出資、期限付劣後債務により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	5 0 億円（前年度 5 0 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1 9 1 億円（前年度 1 8 1 億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

令和5年度		(単位：百万円、%)
項目		
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		31,627
うち、出資金および資本準備金の額		23,224
うち、再評価積立金の額		—
うち、利益剰余金の額		8,403
うち、外部流出予定額（△）		—
うち、上記以外に該当するものの額		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,024
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額		1,024
うち、適格引当金コア資本算入額		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		32,651
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		199
うち、のれんに係るものの額		—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		199
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		13
適格引当金不足額		—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—
前払年金費用の額		—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		212
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	(ハ)	32,439
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		243,400
資産（オン・バランス）項目		242,086
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額		—
オフ・バランス項目		1,137
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額		176
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		3,322
信用リスク・アセット調整額		—
資本フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		246,723
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）		13.14%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の相利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

令和6年度		(単位：百万円、%)
項目		
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		32,497
うち、出資金および資本準備金の額		24,224
うち、再評価積立金の額		—
うち、利益剰余金の額		8,272
うち、外部流出予定額（△）		—
うち、上記以外に該当するものの額		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,003
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額		1,003
うち、適格引当金コア資本算入額		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		33,500
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		85
うち、のれんに係るものの額		—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		85
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		10
適格引当金不足額		—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—
前払年金費用の額		—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		96
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	(ハ)	33,404
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		232,480
資産（オン・バランス）項目		230,224
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、上記以外に該当するものの額		—
オフ・バランス項目		1,459
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額		795
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		3,516
信用リスク・アセット調整額		—
資本フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		235,996
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）		14.15%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

令和 5 年度			
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	309	－	－
我が国の中央政府および中央銀行向け	37,940	－	－
外国の中央政府および中央銀行向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	30,286	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	8,387	838	33
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	348,888	69,697	2,787
法人等向け	77,251	46,218	1,848
中小企業等向けおよび個人向け	291	197	7
抵当権付住宅ローン	141	48	1
不動産取得等事業向け	76	76	3
三月以上延滞等	16	15	0
取立未済手形	5	1	0
信用保証協会等による保証付	415	40	1
出資等	623	623	24
（うち出資等のエクスポージャー）	623	623	24
上記以外	34,304	83,712	3,348
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	32,920	82,301	3,292
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	18	45	1
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,365	1,365	54
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	68,584	41,743	1,669
（うちルック・スルー方式）	68,583	41,731	1,669
（うちフォールバック方式）	0	11	0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	607,621	243,224	9,728
CVA リスク相当額 ÷ 8%		176	7
合計（信用リスクアセットの額）	607,621	243,400	9,736
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
	3,322		132
所要自己資本額	リスクアセット等（分母）合計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
	246,723		9,868

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞など」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している債務者にかかる「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

（粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近 3 年間の合計額 ÷ 8%

直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

令和 6 年度			
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	215	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	37,932	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	27,384	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	7,982	798	31
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	311,541	64,055	2,562
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	1,999	530	21
カバード・ボンド向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	69,201	37,466	1,498
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
中堅中小企業等向けおよび個人向け	4,689	3,872	154
（うちトランザクター向け）	－	－	－
不動産関連向け	464	217	8
（うち自己居住用不動産等向け）	215	81	3
（うち賃貸用不動産向け）	233	112	4
（うち事業用不動産関連向け）	15	23	0
（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
（うち ADC 向け）	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	277	78	3
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
取立未済手形	6	1	0
信用保証協会等 による保証付	628	61	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－
株式等	613	613	24
上記以外	32,767	80,981	3,239
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	32,108	80,271	3,210
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	33	84	3
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	625	625	25
証券化	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－
（うち短期 STC 要件適用分）	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	76,340	43,527	1,741
（うちルックスルー方式）	76,337	43,490	1,739
（うちマンドート方式）	－	－	－
（うち蓋然性方式 250%）	－	－	－
（うち蓋然性方式 400%）	－	－	－
（うちフォールバック方式）	3	37	1
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	570,145	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	570,145	231,684	9,267
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	－	795	31
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
合計（信用リスクアセットの額）	570,145	232,480	9,299
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式・標準的方式＞	マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
	－		－
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
	3,516		140
所要自己資本額	リスクアセット等（分母）合計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
	235,996		9,439

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,516
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	140
BI	2,344
BIC	281

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

●信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

○「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、「信用リスク管理要綱」を定めて適切に管理しています。

信用リスク管理の手法は、与信先の債務償還能力判定の基準として信用格付制度の実施、資産の自己査定、個別与信審査、各種シーリング（無担保与信限度額）管理、大口与信管理を定めています。

与信審査については、フロント・営業企画部署から独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、内部格付等に応じた与信限度枠の設定により企業ごとのシーリング管理を通じてリスク量のコントロールを行っています。

○ 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。この要領では資産の自己査定の結果に基づき、回収の危険性または価値の毀損の度合の程度に応じて、適正な償却・引当を行うことを目的としています。

具体的には、正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権については、キャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

1. リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

2. リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		
法人等向けエクスポージャー	R & I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高
(単位：百万円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	520,472	94,207	62,627	－	16	475,237	84,925	61,959	－	277
	国外	18,564	－	18,564	－	－	18,566	－	18,566	－	－
地域別残高計		539,037	94,207	81,192	－	16	493,804	84,925	80,525	－	277
法人	農業	2,960	2,960	－	－	－	1,689	1,689	－	－	149
	林業	37	37	－	－	－	32	32	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	7,806	7,406	400	－	－	6,946	6,545	400	－	5
	鉱業	21	21	－	－	－	17	17	－	－	－
	建設・不動産業	9,586	9,585	－	－	－	7,745	7,744	－	－	2
	電気・ガス・熱供給・水道業	5,557	16	5,540	－	－	5,547	12	5,534	－	－
	運輸・通信業	3,867	3,866	－	－	－	4,579	4,578	－	－	－
	金融・保険業	419,450	31,183	25,850	－	－	379,875	27,070	25,447	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	18,509	18,410	－	－	－	17,480	17,381	－	－	99
個人	日本国政府・地方公共団体	68,661	19,260	49,401	－	－	67,643	18,500	49,143	－	－
	上記以外	312	312	－	－	－	297	297	－	－	－
業種別残高計		539,037	94,207	81,192	－	－	493,804	84,925	80,525	－	277
残存期間別	1年以下	347,963	13,796	－	－	／	308,764	14,239	－	－	／
	1年超3年以下	20,607	20,176	400	－	／	14,959	13,706	1,106	－	／
	3年超5年以下	11,652	10,842	707	－	／	16,437	14,457	1,209	－	／
	5年超7年以下	18,229	14,291	3,533	－	／	23,153	17,497	4,921	－	／
	7年超10年以下	28,400	25,352	3,002	－	／	19,789	19,093	501	－	／
	10年超	83,196	9,648	73,548	－	／	78,513	5,726	72,787	－	／
	期限の定めのないもの	28,985	100	－	－	／	32,185	205	－	－	／
残存期間別残高計		539,037	94,207	81,192	－	／	493,804	84,925	80,525	－	／
平均残高計		568,908	112,975	90,115	－	／	504,227	91,712	91,955	－	／

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

1. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	46	73	－	46	73	73	29	－	73	29
個別貸倒引当金	76	210	－	76	210	210	213	－	210	213

2. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
	国内	76	210	－	76	210	／	210	213	－	210	213	／
	国外	－	－	－	－	－	／	－	－	－	－	－	／
地域別計		76	210	－	76	210	／	210	213	－	210	213	／
法人	農業	72	140	－	72	140	－	140	142	－	140	142	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	2	2	－	2	2	－	2	2	－	2	2	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	61	－	－	61	－	61	62	－	61	62	－
個人	上記以外	－	0	－	－	0	－	0	0	－	0	0	－
	個人	0	5	－	0	5	－	5	5	－	5	5	－
業種別計		76	210	－	76	210	－	210	213	－	210	213	－

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和 6 年度					
		CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	－	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
1. 現金	0	215	－	215	－	0	0
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	37,932	－	37,932	－	0	0
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
4. 国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
5. 我が国の地方公共団体向け	0	27,384	－	27,384	－	0	0
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
7. 国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	100	－	100	－	10	10
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	7,982	－	7,982	－	798	10
10. 地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150 20～150	311,536 1,999	4 －	311,236 1,999	4 －	64,055 530	21 27
12. カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	106,399	187	106,328	187	57,717	54
(うち特定貸付債権向け)	20～150	－	－	－	－	－	－
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	45～100 45	3,848 －	840 －	3,677 －	840 －	3,872 －	86 －
15. 不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)	20～150 20～75	464 215	－ －	464 215	－ －	217 81	47 38
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	233	－	233	－	112	48
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	15	－	15	－	23	153
(うちその他不動産関連向け)	60	－	－	－	－	－	－
(うちADC向け)	100～150	－	－	－	－	－	－
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	69	67	69	3	78	108
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	－	－	－	－	－	－
19. 取立未済手形	20	6	－	6	－	1	17
20. 信用保証協会等による保証付	0～10	618	－	618	－	61	10
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
22. 株式等	250～400	613	－	613	－	613	100
23. 共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
24. 上記以外	100～1250	32,738	18	32,738	18	80,953	247
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	－	－	－	－	－	－
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	－	－	－	－	－	－
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象 資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	32,108	－	32,108	－	80,271	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	250	22	－	22	－	56	255
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に関するエクスポージャー)	250	－	－	－	－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	－	－	－	－	－	－
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	607	18	607	18	625	100
25. 証券化	－	－	－	－	－	－	－
(うちSTC要件適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(うち非STC要件適用分)	－	－	－	－	－	－	－
26. 再証券化	－	－	－	－	－	－	－
27. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	38,954	－	38,954	－	23,277	60
28. 未決済取引	－					－	
29. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－					－	
合計(信用リスク・アセットの額)	－					231,656	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

令和6年度

(単位:百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（C C F・信用リスク削減手法適用後）													
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	37,932		－		－		－		－		0		37,932	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－	
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－		－	
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	
我が国の地方公共団体向け	27,384		－		－		－		－		－		0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－	
地方公共団体金融機構向け	－		100		－		－		－		－		0	
我が国の政府関係機関向け	－		7,982		－		－		－		－		0	
地方三公社向け	－		－		－		－		－		－		－	
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－		－	
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	295,947		12,511		2,782		－		－		－		0	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	689		1,309		－		－		－		－		0	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	16,503		18,875		7,982		－		－		15,728		－	
（うち特定貸付債権向け）	－		－		－		－		－		－		－	
	100%		150%		250%		400%		その他		合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－		－	
株式等	－		－		613		－		0		613			
	45%		75%		100%		その他		合計					
中堅中小企業等向け及び個人向け	－		167		325		4,024		4,518					
（うちトランザクター向け）	－		－		－		－		－		－		－	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	その他	
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	83	40	－	－	－	－	22	－	－	64	－	4	215	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	その他		
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	90	－	－	－	－	142	－	－	－	－	0	233		
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		15		0		15	
	60%				その他				合計					
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	－				－				－				－	
	100%			150%			その他			合計				
不動産関連向けうちADC向け	－			－			－			－				
	50%		100%		150%		その他		合計					
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	12		37		23		0		73					
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－		－		－		－		－		－		－	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計			
現金	215		－		－		－		0		215			
取立未済手形	－		－		6		－		0		6			
信用保証協会等による保証付	－		618		－		－		0		618			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－		－	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	69,154	69,154
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	8,905	8,905
	20%	16,365	356,526	372,892
	35%	—	139	139
	50%	22,247	—	22,247
	75%	—	284	284
	100%	9,012	23,463	32,475
	150%	—	—	—
	250%	—	32,938	32,938
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合 計		47,624	491,412	539,037

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40% 未満	409,778	11,917	0%	421,375
2. 40%～ 70%	21,895	67	100%	21,899
3. 75%	8,048	102	100%	8,150
4. 80%	—	—	—	—
5. 85%	3,545	627	100%	4,022
6. 90%～ 100%	15,865	297	100%	16,092
7. 105%～ 130%	—	—	—	—
8. 150%	39	0	100%	39
9. 250%	613	—	—	613
10. 400%	—	—	—	—
11. 1250%	—	—	—	—
12. その他	0	0	100%	0
合 計	459,786	13,014	8%	460,280

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手順の概要

○ 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」において定めています。

○ 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	0	8,033	—
中小企業等向けおよび個人向け	6	—	—
抵当権付住宅ローン	—	2	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	6	8,035	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	10,038	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	—	—
自己居住用不動産等向け	—	4	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	0	10,043	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、市場リスク（オフ・バランスを含む）管理の基本的方針、体制、手法等を規定した「市場リスク管理要綱」の中でリスク管理の方針を定めています。派生商品取引は市場として確立された取引手法により、原則として収支変動へのヘッジ目的として行っています。なお、取引にあたっては、毎年度、リスク限度額として派生商品取引の種類毎に「ディーリング的取引運用基準」、「債券オプション取引運用基準」、「株券オプション取引運用基準」等において極度枠を定め、取引を行っています。

(1) 派生商品取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外 国 為 替 関 連 取 引	—	300	—	—	—	300
(2) 金 利 関 連 取 引	72	289	—	—	—	289
(3) 金 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	72	589	—	—	—	589
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）		—				—
合 計	72	589	—	—	—	589

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外 国 為 替 関 連 取 引	—	250	—	—	—	250
(2) 金 利 関 連 取 引	105	347	—	—	—	347
(3) 金 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	1,400	—	—	—	1,400
派 生 商 品 合 計	105	1,997	—	—	—	1,997
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）		—				—
合 計	105	1,997	—	—	—	1,997

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。
証券化エクスポージャーの取得につきましては、毎事業年度ごとに定める国債等債券取引運用基準に基づき行い、余裕金運用方針において発行体別取得限度額を設け管理を行っています。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

- （1）当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。
- （2）当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に貸出金が対象となります。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

●マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

◇当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクについての管理の基本方針を「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスク、業務継続リスクに分類し、リスク発現の抑制に努め管理しています。
リスクマネジメントの基本的考え方は、各リスク管理部署において、部門業務に内在するリスクを抽出しリスクが顕在化した場合の影響度合いにより選別して管理対象とし、そのリスク発現抑制を図ることとしています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。
なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。
当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○ その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。

○ 外部出資勘定の株式または出資

当会の外部出資勘定には、関連団体への出資金および株式を計上しています。外部出資の取扱いにつきましては、定款の定めに基づき出資等の決定を行い、信用リスク管理の枠組みにおいてリスク管理を行っています。

（1）出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	27,610	27,610	30,877	30,877
合計	27,610	27,610	30,877	30,877

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

- （2）出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当する取引はありません。
- （3）貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する評価損益の額はありません。
- （4）貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益の額はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	68,583	43,490
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（２５０％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（４００％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（１２５０％）を適用するエクスポージャー	0	0

●金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、ヘッジ手段として金利スワップを活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.001 年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、△EVE および△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVE の前事業年度末からの変動要因は、国債等債券の保有額減少によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVE および△NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味 (特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE および△NII と大きく異なる点
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	12,797	11,637	1,665	1,597
2	下方パラレルシフト	－	－	－	－
3	スティープ化	9,594	8,622		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	1,274	1,284		
6	短期金利低下	－	－		
7	最大値	12,797	11,637	1,665	1,597
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	32,439		33,404	

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	38	4

(注1) 対象役員は、経営管理委員6名、理事3名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、そ

の基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員6人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当な会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和6年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）		
1 概況および組織に関する事項		
（1）業務の運営の組織	39	
（2）理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	38	
（3）会計監査人の名称	57	
（4）事務所の名称および所在地	39	
（5）特定信用事業代理業者にに関する事項	39	
2 主要な業務の内容		32
3 主要な業務に関する事項		
（1）直近の事業年度における事業の概況	6～7	
（2）直近の 5 事業年度における主要な業務の状況		
a 経常収益	58	
b 経常利益または経常損失	58	
c 当期剰余金または当期損失金	58	
d 出資金および出資口数	58	
e 純資産額	58	
f 総資産額	58	
g 貯金等残高	58	
h 貸出金残高	58	
i 有価証券残高	58	
j 単体自己資本比率	58	
k 剰余金の配当の金額	58	
l 職員数	38	
（3）直近の 2 事業年度における事業の状況		
a 主要な業務の状況を示す指標	58	
b 貯金に関する指標	60	
c 貸出金等に関する指標	60	
d 有価証券に関する指標	64	

4 業務の運営に関する事項	
（1）リスク管理の体制	10
（2）法令遵守の体制	12
（3）中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	26～30
（4）苦情処理措置および紛争解決措置の内容	19
5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
（1）貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	42～45
（2）債権にかかる額およびその合計額	
a 破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当する債権	63
b 危険債権に該当する債権	63
c 三月以上延滞債権に該当する債権	63
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	63
（3）元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	63
（4）自己資本の充実の状況	69
（5）取得価額または契約価額、時価および評価損益	
a 有価証券	65
b 金銭の信託	66
c デリバティブ取引	67
d 金融等デリバティブ取引	67
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	67
（6）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	64
（7）貸出金償却の額	64
（8）会計監査人の監査を受けている旨	57

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）	
役員等の報酬体系	87

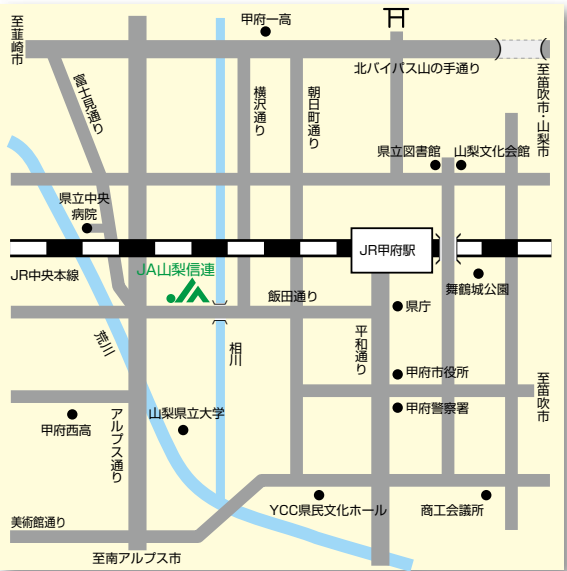
インターネット・ホームページのご案内



<http://www.jabank-yamanashi.or.jp/introduction/>

山梨県信連

検索



山梨県信用農業協同組合連合会

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号

☎ 055-223-3514